

## 台湾少年事件処理法（1997年10月29日公布）

九州少年法研究会

<https://doi.org/10.15017/2121>

---

出版情報：法政研究. 65 (2), pp.233-317, 1998-10-21. 九州大学法政学会  
バージョン：  
権利関係：

## 資料

### 台湾少年事件処理法（一九九七年一月二九日公布）

九州少年法研究会

本資料は、台湾の新しい少年事件処理法を翻訳したものである。参考のため、台湾の旧少年事件処理法と日本の少年法を対照として示した。また、新法の制定経過について概略を付した。本資料作成に当たっては、「台湾における少年事件処理法（少年法）の発展と改正」の執筆および新しい少年事件処理法の翻訳を程士娟さん（九州大学大学院法学研究科修士課程）が担当した。旧少年事件処理法の翻訳及び日本の少年法との対比については、呉佳叡さん（一橋大学大学院法学研究科修士課程）と正木祐史君（一橋大学大学院法学研究科修士課程）の協力を得た。記して、感謝したい。なお、本資料全体については、土井政和が校閲した。（土井記）

### 「台湾における少年事件処理法（少年法）の発展と改正」

#### 一、はじめに

一九九七年一月、台湾の少年法にあたる新しい少年事件処理法が制定公布された。それまでの少年事件処理法は、一九六二年一月に公布（一九七一年七月に施行）されたもので、既に三〇年以上を経過していた。この三〇年間、台湾は、社会、経済、政治における激しい変動にみまわれた。少年事件処理法もいくつかの大きな改正が行われた。しかし、少年犯罪は依然として増加しつづけ、特に一九八〇年代後半に入ってから増加には目を見張るものがあり、少年非行に関する報道が社会の注目を集めるようになった。このような状況の中で、一九六二年少年事件処理法は、すでに時代遅れで、問題の解決にならないとの批判を受け、新たな少年非行対策の必要性が認識されるに至った。一九九〇年、少年事件処理法の改正が狙上りのぼり、司法院は「少年事件処理法研究修正委員会」を発足させ、改正作業を進めた。そして、七年間の激しい論争と審議を経て、新

少年事件処理法は制定公布されたのである。本稿では、台湾における（旧）少年事件処理法制定前から新しい少年事件処理法成立までの発展と改正の経緯について概説したい。

## 二、少年事件処理法制定以前

台湾では、少年を成人と区別して処遇すべきだとする思想はかなり古くからあった。一九一二年（民国元年）中華民国成立後、一九二二年に感化学校暫行章程が制定され、同年北平（現北京）に最初の感化院が創立され、香山感化院が設立された。翌一九二三年、香山感化院が北平感化学校という名称に変えられ、全国から少年犯罪者を收容し、小学校の知識と職業技術を身につけさせ、感化教育を施すことにした。<sup>(1)</sup> また、十九世紀末からヨーロッパ、日本等の近代法制の影響を受け、一九二八年に制定された旧刑法では、責任能力について段階的な規定を設け、一三歳未満の者は責任無能力者、一三歳以上一六歳未満の者は限定責任能力者、一六歳以上の者は完全な責任能力をもつとした。その後制定された監獄規則でも、一八歳未満の者を成人と分離して收容すべきであると規定し、一九三三年、山東に少年監獄を設立し、少年犯罪者の矯正を行うことにした。<sup>(2)</sup>

新刑法（現刑法）は、一九三五年一月に公布され、七月から施行された。新刑法の起草作業は、一九三一年から始まり、西欧や日本など諸外国の法制を参考にし、実務家である裁判官や弁護士等の意見をまとめたうえ、少年犯罪について責任年齢を一四歳に引き上げたほか、刑の適用の制限、感化教育など特別な規定を設けた。しかし、同年公布施行された刑事訴訟法では、それに対応する規定を設けなかったため、一九三六年五月に司法行政部（現法務部）は各裁判所に「審理少年案件応行注意事項」一五項を發出した。<sup>(3)</sup> こうして、犯罪を犯した少年に対して、この基準に定められたほかは、通常の成人と同じ刑事手続きによることにした。

第二次世界大戦後、一九四六年一二月に憲法が公布され、翌一九四七年一二月から施行された。憲法の成立とともに、法律も次々と制定され、全体の法制度もほぼ完成するに至った。一九四六年に公布され、翌一九四七年から施行された旧監獄行刑法は、少年に対して特別な規定を設けていなかったが、一九五四年、一九五七年に改正された新監獄行刑法（現監獄行刑法）では、特別な少年監獄を設け、一八歳未満の受刑者を收容することのほか、少年の心身情況

を調査し、道徳の教育又は社会生活に必要な科学教育と技術訓練を施し、少年に対する独居監禁を三ヶ月以内に限定することなどを規定した。監獄行刑法と関連する行刑累進処遇条例には、第一級の少年受刑者は、直系尊属の病氣や事故などの場合に、監務委員会の決定を経て、一定期間監獄から外出することができ、と規定した。<sup>(4)</sup>

しかし、これまでの犯罪を犯した少年に関する規定は、刑の執行についての特別な配慮に止まり、成人と區別された少年のための特別な処遇とはいえない。他方、成人による犯罪の激増とともに、少年犯罪も増加した。このような状況の中、一九五四年、少年犯罪対策として、司法行政部は、高雄に收容人員二〇〇名の少年感化院を設立し、不良少年を收容するという計画を立てた（仮称「南部少年教養院」）。しかし、その前年（一九五五年）戡亂時期窃盜犯贓物犯保安処分条例が公布施行され、保安処分の執行について明文規定を設けた。これにより、高雄、彰化及び台北に少年感化院が設立され、激増した少年犯罪者を收容し、保安処分としての感化教育を施すことになった。<sup>(5)</sup>

(1) 『台湾台北地方法院士林分院專題研究報告：少年管訓

事件処理之研究』一九八八年、二三頁。

(2) 『台湾台北地方法院士林分院專題研究報告：少年管訓事件処理之研究』、一九八八年、一三三頁。

(3) 『台湾台北地方法院士林分院專題研究報告：少年管訓事件処理之研究』一九八八年、八二頁。林紀東『少年法概論（三版）』国立編譯館、一九八二年、七三頁。沈銀和『中徳少年刑法比較研究』五南出版公司、一九八八年、一三頁。

(4) 『台湾台北地方法院士林分院專題研究報告：少年管訓事件処理之研究』一九八八年、八六頁。林紀東『少年法概論（三版）』、国立編譯館、一九八二年、七五頁。

(5) 宮坂宏「台湾の『少年法』草案について——最近の少年問題をめぐって——」刑政七〇巻一号（一九五九年）。林紀東『少年法概論（三版）』国立編譯館、一九八二年、八九頁。

### 三、少年事件処理法の制定

少年犯罪の増加に対応するため、特別法の必要性が痛感されるに至った。一九五四年、司法行政部は、第二〇回司法法規検討整理委員会で少年法專案小組を発足させ、その法律案を起草することにした。一九五八年、全文八四条の

少年法草案が、立法院に提出された。その内容は、少年裁判所を設置し、少年法の適用年齢を七歳以上一八歳未満とするなど、アメリカ、日本など諸外国の少年法制における保護主義という基本構造の上に立つものであった。しかし、審議の過程で、保護主義は採ったものの少年裁判所を設けず、少年法という名称も否定されてしまった。こうして、一九六二年一月に全文八一条の「少年事件処理法」は成立した。公布された少年事件処理法は、草案の少年法に対して次のような相違点をもっていた。

- (1) 少年法という名称に代えて少年事件処理法としたこと。
- (2) 草案での目的規定を削除したこと。
- (3) 少年年齢の下限を七歳から一二歳に引き上げたこと。
- (4) 少年裁判所を設置せず通常の裁判所に属する少年法廷(少年部)を設けたこと。
- (5) 保護処分という名称を管訓処分にしたこと。
- (6) 保護観察と感化教育の執行期間を制限したこと。
- (7) 保護処分の免除については、裁判官の決定を経る必要がなく、執行機関にその権限を与えたこと。<sup>(1)</sup>

少年事件処理法は公布されたが、実務運用のための設備、

人員などが不備だったため、その施行日は行政院の命令によって定めることとされた。まずは翌年の一九六三年に保安処分執行法が制定公布された。<sup>(2)</sup>そして、国家試験で観護人(プロベーションオフィサー)を採用し、裁判官を養成し、少年観護所(少年鑑別所)と少年輔育院(元少年感化院、一九五九年に改称)を設立したのち、司法行政部は、一九六九年に「各地方法院少年事件辦法」を公布し、翌年には台北、台中及び高雄地方裁判所で少年法廷を設立し、一部の区域において少年事件処理法を試行することとした。<sup>(3)</sup>

ところで、一九六〇年代については、次のことに注目する必要がある。一九六〇年代に入ってから、台湾の経済と社会発展は安定しつつあったが、全般的に貧富の差が大きく相対的に飢餓の状態にあったと共に、犯罪などの社会問題も顕著となり、社会防衛の要求も高まることになって、少年法改正の論議も出始めた。他方、同時期に、諸外国における少年法制に関する論議についても、これまでとは異なる方向へと進んでいった。まず、アメリカにおける少年法制の動向については、一九六六年の Kent 判決や一九六七年の Gault 判決など一連の連邦最高裁判所判例によつ

て、少年手続きにおける適正手続きの尊重が強調されると共に、保護主義を批判して社会防衛思想を強調する動きも強くなっていった。これらの主張は、必ずしも保護主義に対する全面的批判ではないが、少年に対して保護主義を採用すると共に、社会防衛の要請も顧慮しなければならぬとするのである。この論理については、学説により「刑罰主義への後退」と批判されている。戦後アメリカの影響を受けて現行少年法が制定された日本では、前述のアメリカでの思潮に敏感に反応した。法務省は、一九六六年の「少年法改正に関する構想」に続いて、一九七〇年の「少年法改正要綱」を発表して、検察官関与の拡大にその眼目をおいた。

以上のような外国情勢の下で、台湾においてもアメリカと日本のこの状況を参考にし、司法行政部は、保護主義は少年犯罪に刑事政策的効果がないという主張に基づき、少年法の指導理念を保護優先主義から「寛厳互済、教罰並用」に転換した。そして逆送範囲の拡大、少年の法定代理人に対する罰則などを含む改正案を提出し、一九七一年五月に少年法（少年事件処理法）は成立した。<sup>41</sup>

この少年事件処理法の主たる特徴は次のとおりである。

(1) 地方裁判所に少年法廷（少年部）を設置したこと。

成人と区別して少年に対しては保護主義を前提として、地方裁判所にケースワーク的機能を兼ね備えた少年法廷を設け、少年事件を専門に扱う司法機関とした。少年法廷においては、裁判官、観護人（プロベージョンオフィサー）、書記官がおかれ、観護人は、「少年の犯した事件に関する行為、人格、経歴、心身状況、家庭状況、社会環境、教育程度、その他の必要な事項」を調査して、意見を附した報告書を提出し、これと共に少年の保護観察をも担当するものとした。

(2) 処分の対象には犯罪少年のみならず、虞犯少年も含まれたこと。少年とは一二歳以上一八歳未満の者をいい、一二歳未満の少年においては、虞犯の場合を除いて、刑罰法令に触れる行為をした場合に限り、処分の対象になり得る。

(3) 全件送致主義を採ったこと。すべての少年事件は少年法廷に送致され、少年法廷は、管訓処分（保護処分）にするか、刑事手続きにまわすかの決定権を持つこととなった。すなわち、少年法廷が先議権を持ち、例外的な場合のみ検察官に逆送することにした。いずれの審判も非公開とした。

(4) 少年の刑事事件を少年法廷の管轄としたこと。管訓

事件（保護事件）のほか、刑事手続きにまわして検察官に送致された刑事事件についても、少年法廷がその管轄権を持つこととした。すなわち、少年法廷は、少年の管訓事件及び刑事事件の双方を審理することになった。

(5) 管訓処分（保護処分）の種類を多様化し、処遇の個別化をしたこと。管訓処分の種類は①訓戒、②保護観察、③感化教育の三つであり、更に治療処分と禁絶処分という保安処分を加えることができる。

(6) 少年に対して刑罰の適用を制限し、多くの緩和的な特則を設けたこと。

(7) 処分に対して抗告と再審を認めたこと。少年側が処分に対し抗告できるほか、被害者側も抗告できる（二審級制）。また、決定に影響を及ぼす法令違反、新たな証拠の発見などを理由に再審を認めた。

(8) 少年の法定代理人に罰則を加えたこと。少年が再犯を犯したとき、少年の法定代理人がそれに責任をもっていた場合には、少年の法定代理人に対して過料を課することができることとした。

(1) 『台湾台北地方法院士林分院專題研究報告：少年管訓事

件処理之研究』一九八八年、八六頁。沈銀和『中德少年刑

法比較研究』五南圖書出版公司、一九八八年、一六頁。

(2) 李茂生「八四年版少事法草案起草經過及評釋（上）」  
刑事法雜誌三九卷四期、一九九五年、四頁。

(3) 林清祥『少年事件処理法研究』五南圖書出版公司、一九八七年、一五頁。

(4) 『台湾台北地方法院士林分院專題研究報告：少年管訓事件処理之研究』一九八八年、九〇頁。李茂生「八四年版少事法草案起草經過及評釋（上）」、刑事法雜誌三九卷四期、一九九五年、六頁。

#### 四、少年事件処理法の改正背景

一九七一年少年事件処理法が施行されて、既に三〇年近くになるが、この間、司法行政部（一九八〇年に法務部に改称）と司法院は、少年事件処理法の他、増加し続ける少年犯罪の対策として、多くの行政命令を發布した<sup>(1)</sup>。また、施設については、少年事件の多い台北、台中、台南及び高雄の四つの地方裁判所に少年法廷を設置するとともに、その他少年法廷がおかれていない地方裁判所では指定された少年裁判官が少年事件を扱うこと<sup>(2)</sup>にしている。少年観護所

については、台北、台中、台南及び高雄に四つの少年観護所を設け、少年観護所がおかれていないところでは各拘置所に分離して少年を収容している。<sup>(3)</sup>少年の感化教育を施す少年感化院（少年院）は、一九五九年に少年輔育院に改称され、現在、桃園、彰化及び高雄の三つの少年輔育院があり、院内には小学校と中学校の分校を設立し、また職業訓練も施している。<sup>(4)</sup>少年監獄（少年刑務所）は、現在新竹少年監獄しかない。<sup>(5)</sup>

しかし、一九七〇年代後半から、それまで横ばいであった少年犯罪は増加傾向となり、特に一九九〇年には顕著な増加率を示した。<sup>(6)</sup>一九八〇年代、集団犯罪を特徴としていた少年犯罪は、一九九〇年から暴走族、薬物濫用、売春の問題に交錯して、新聞などマスメディアにより社会の人々の関心を集めることとなった。教育部、法務部、司法院、警察機関などはそれに対応して、様々な対策を打ち出した。<sup>(7)</sup>ところで、このような少年犯罪の激増と共に、司法機関の処案件数は激増し、特に処分の主たる執行機関である観護人の負担も大幅に増大した。<sup>(8)</sup>観護人は、審判前に少年について調査し、少年の処分に対して資料を提供するだけでなく、処分決定後、少年の更生のための保護観察の執行に

においても重要な役割を果たしている。観護人の扱う少年事件が量的に過重になるに従い、その仕事の質にも悪影響を与え、少年の立ち直りの援助にならないことになる。ここで、司法機関の扱う少年事件を減らすことができない理由について、一つの制度的な問題点を指摘しなければならぬ。それは、少年法の理念における教育的、福祉的、司法的機能を持つ各機関の連携の欠如である。少年法の理念は、従来の伝統的司法処遇の他に、保護教化という観点のもとで教育的、福祉的方法を用い、少年の抱える問題を解決して、その更生をはかることである。しかし、台湾では、少年事件処理法が制定されたにもかかわらず、実際には司法、教育、福祉の間に何らの連携も行われなままであり、むしろ各機関が独自のシステムを作り上げてきた。少年事件処理法が施行されてから、一一年後の一九七三年に児童福祉法が公布施行され、更に一六年を経た一九八九年に少年福祉法が公布施行されたことは、その例である。<sup>(9)</sup>したがって、多くの少年事件は、司法機関に送るしかなく、裁判所の負担も増加するばかりであった。また、専門的な少年法廷を設けているにもかかわらず、施設のにも人的にも専門性が不十分で事例の解決に不効率のままであった。さらに、



実務の運用においては、多くの場合、少年法廷の裁判官が少年事件のみならず通常の成人事件の裁判も担うのが通常であったため、成人犯罪の増加と共に、裁判官（所）の負担も一層増加した。このような状況の中、少年法制の見直しと少年事件処理法の改正が理念的にも、実務的にも要請されることになった。

- (1) 沈銀和「防制少年犯罪法制之検討」刑事法雑誌三四卷四期、一九九〇年、二八頁。
- (2) 行政院青年輔導委員會『青少年白皮書（八五年版）』、一九九六年、二二一頁。
- (3) 行政院青年輔導委員會『青少年白皮書（八五年版）』、一九九六年、二二六頁。
- (4) 行政院青年輔導委員會『青少年白皮書（八五年版）』、一九九六年、二二七頁。
- (5) 行政院青年輔導委員會『青少年白皮書（八五年版）』、一九九六年、二四〇頁。
- (6) 法務部犯罪研究中心『中華民國八十四年少年兒童犯罪概況及其分析』、一九九六年、二二頁。
- (7) 沈銀和「防制少年犯罪法制之検討」刑事法雑誌三四卷四期、一九九〇年、二八頁。行政院青年輔導委員會『青少年白皮書（八五年版）』、一九九六年、二四〇頁。

- (8) 『立法院公報』八四卷一六期、一九九五年、九頁。
- (9) 李茂生「八四年版少事法草案起草經過及評釋（上）」刑事法雑誌三九卷四期、一九九五年、四頁。『立法院公報』八四卷一六期、一九九五年、九頁。

## 五、少年事件処理法の改正

少年事件処理法の改正作業は、一九八六年一月に司法院が改正の要望を表明することによって開始された。一九八七年二月、一審及び二審で少年事件を扱う裁判官と観護人を構成員として第一〇回司法業務研究会が開かれ、実務と理論をめぐって検討が行われ、改正の方向性について一〇点の原則が提出された<sup>1)</sup>。

- (1) 少年事件処理法の名称を少年法に代えること。
- (2) 少年裁判所を設置すること。現行の構成員のほか、心理技官、観護補佐員をおくこと。
- (3) 少年管訓事件と管訓処分<sup>2)</sup>の名称を「少年保護事件」、「保護処分」に変えること。少年に対する処遇は、保護処分を原則とし、刑罰を例外とすること。
- (4) 虞犯の範囲を再検討すること。

(5) 虞犯少年と一四歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年、児童について、観護人に受案審査権を与え、審査後、少年を審判に付するか、福祉機関にまわすかの権限を与えること。(ダイバージョン制度の導入)

(6) 少年事件処理法第二六条第一項第一号(在宅事件)の措置は、観護人の請求によってこれをとることができるようにすること。

(7) 試験観察を決定する前に、観護人の意見を聞くようにすること。試験観察中、観護人の請求によって、これを変更、停止することができるようにすること。試験観察の執行機関を拡大すること。

(8) 少年の刑事事件の範囲を縮小すること。

(9) 保護処分の種類、期間、方法を多様化し、「必要性」、「保護性」などの明文規定を加えること。

(10) 処分執行後、一定の期間を経過した少年の記録や資料を抹消すること。抹消する前に、裁判所及び検察機関の捜査のため必要がある場合を除いて、これらの資料をいかなる者にも提供してはならないこと。

資料

これらの原則は、いずれも一九五八年の草案に見られた方向へ引き戻すものといつてもよい<sup>(2)</sup>。ところが、司法院は、

一九八九年「少年事件処理法研究修正委員会」を発足させ、草案を起草して本格的な改正作業に入っていたが、前述の原則を棚上げにした。そのかわりに実務の要請に応じる草案を作成し、一九九一年には立法院に改正草案を提出した<sup>(3)</sup>。

この草案は、前述の一〇項目に比べると、少年法ではなく少年事件処理法という名称を残したままであり、少年裁判所の設置やダイバージョン制度も規定していない。目的規定の新設、付添人の選任、抗告と再審範囲の拡大などの内容は確かに現行法より進歩的な提案であるが、実際には、むしろ実務運用上の問題を解決することを狙っているといつてもよい。例えば、銃砲弾薬法違反と薬物濫用に対する検察官送致の拡大、外国人少年に対する法の適用、観護人の権限の拡大、少年法廷における補佐人員の増加などがこれにあたる<sup>(4)</sup>。いずれにせよ司法院の改正草案は、過去の社会防衛重視の改正方向と比べれば、一つの進歩とは言えるであろう。

ところで、一九九五年三月、司法院の改正草案が立法院で審議されている期間中に、学者、観護人、弁護士などを含む少年法改革に熱意を持つ者たちは、立法委員(議員)である謝啓大を通してもう一つの改正草案(通称「謝啓大

版草案」を提出した。<sup>(5)</sup> この草案は、少年法と福祉法の連携を旨とし、次のようないくつかの重要な提案を含んでいた。第一に、地方裁判所と同格の少年裁判所を設置すること。第二に、ダイバージョン委員会を設置すること。この委員会は少年裁判所裁判官、観護人、児童少年福祉機関の代表、保護の専門家と学者で構成し、一定の軽微事件について書面審査により、司法的過程に入れるかどうかを決める。第三に、検察官送致の決定は合議制で行うこと。第四に、一定の事件に対して、必要的付添人制度と公設付添人制度を設けること。第五に、適正手続きの保障を強化すること。付添人選任権の告知、裁判官の回避と忌避、観護人の調査の証拠能力などを明文規定する。第六に、処分を多様化すること。保護処分の種類に福祉機関への送致を加える。第七に、検察官送致の決定に対して抗告できるようにすること。第八に、少年の法定代理人の罰則に、教養に関する講習を加えること。こうして、この立法委員の草案は、司法院の草案と共に立法院で審議され、激しい論争となった。特に、第一から第四までの提案は、司法院、行政院など各関係機関の間で意見が多岐に分かれた。<sup>(6)</sup> その結果、ダイバージョン委員会の設置と検察官送致決定における合議

制の二つの提案は採用されなかったが、立法委員の草案はほとんど受け入れられて、二年後の一九九七年一〇月に新少年事件処理法は成立した。

こうして、新少年事件処理法は公布施行された。新少年事件処理法の特色は次の諸点である。

(1) 目的規定を設けること。新法は目的規定を設け、少年の「自己性」を強調する。新法はこの「自己性」を法全体の中心理念として、法システムを形成したうえで、改正を進めた。

(2) 少年裁判所を設置し、高等裁判所に少年法廷をおいていること。人口が密集し事件の多い区域には独立の少年裁判所を設け、その他の地区には地方裁判所に少年法廷をおく。

(3) 少年調査官と少年保護官をおいていること。旧法の観護人は審判前に少年の調査をし、処分の執行も担当するので、過重負担に陥っていた。新法は観護人の役割を少年調査官と少年保護官に分けて、その職務を果たすようにしている。

(4) 保護処分の形態を多様化したこと。ダイバージョン委員会は採用されなかったが、保護処分の形態は旧法より

多様化した。軽微事件について裁判官が少年調査官の調査によって司法過程を経ずに他の福祉機関（非司法的）などに事件を送致することができるようにした。また、保護処分の種類に福祉機関への送致を加えた。

(5) 少年観護所の収容期間を最大三ヶ月に伸長したこと。旧法は最大二ヶ月間収容できるとしていたが、新法は原則二ヶ月とし、必要があるときは一ヶ月延長することができることとした。

(6) 付添人の機能を強化したこと。一定の事件に対して必要的付添人制度と公設付添人制度を規定し、付添人に抗告権を与えるなどの規定を加えて、付添人の機能を強化した。

(7) 抗告の範囲を拡大したこと。検察官送致の決定、司法過程を経ずに非司法的機関に送致する処分、保護処分の変更などについて少年側の抗告権を拡大したほか、被害者が少年である場合を顧慮し、その法定代理人にも抗告権を与え、被害者側の抗告権も拡大した。

(8) 少年裁判所と検察官の間での事件の送致回数を制限したこと。検察官が逆送された事件を受けた後、裁量によって事件を再び少年裁判所へ送致することはできる。し

かし、もし事件がこのように検察官と少年裁判所の間で送致が繰り返されることになれば、少年に対して重大な人権侵害になる。したがって、それを制限し、検察官が少年裁判所から事件を再度送致されたときは、それを少年裁判所に再送致することができないと規定した。

(9) 少年裁判所の管轄権を拡大したこと。少年裁判所は少年事件の他、一定の成人事件も管轄する。

(10) 法定代理人に対して、教養に関する講習（親職教育）を受けさせることを罰則として加えたこと。

(1) 『台湾台北地方法院士林分院專題研究報告：少年管訓事件処理之研究』一九八八年、九四頁。李茂生「八四年版少事法草案起草經過及評釋（上）」刑事法雜誌三九卷四期、一九九五年、一三頁。

(2) 李茂生「八四年版少事法草案起草經過及評釋（上）」刑事法雜誌三九卷四期、一九九五年、一三頁。

(3) 『立法院公報』八四卷六三期、一九九五年、二二九頁。

(4) 李茂生「八四年版少事法草案起草經過及評釋（上）」刑事法雜誌三九卷四期、一九九五年、一二頁。

(5) 李茂生「八四年版少事法草案起草經過及評釋（上）」刑事法雜誌三九卷四期、一九九五年、一四頁。『立法院公

報』八四卷六三期、一九九五年、三三二頁。

(6) 『立法院公報』八六卷二三期、一九九七年、三一六頁。

七四・四七六号（一九九〇—一九九一年）

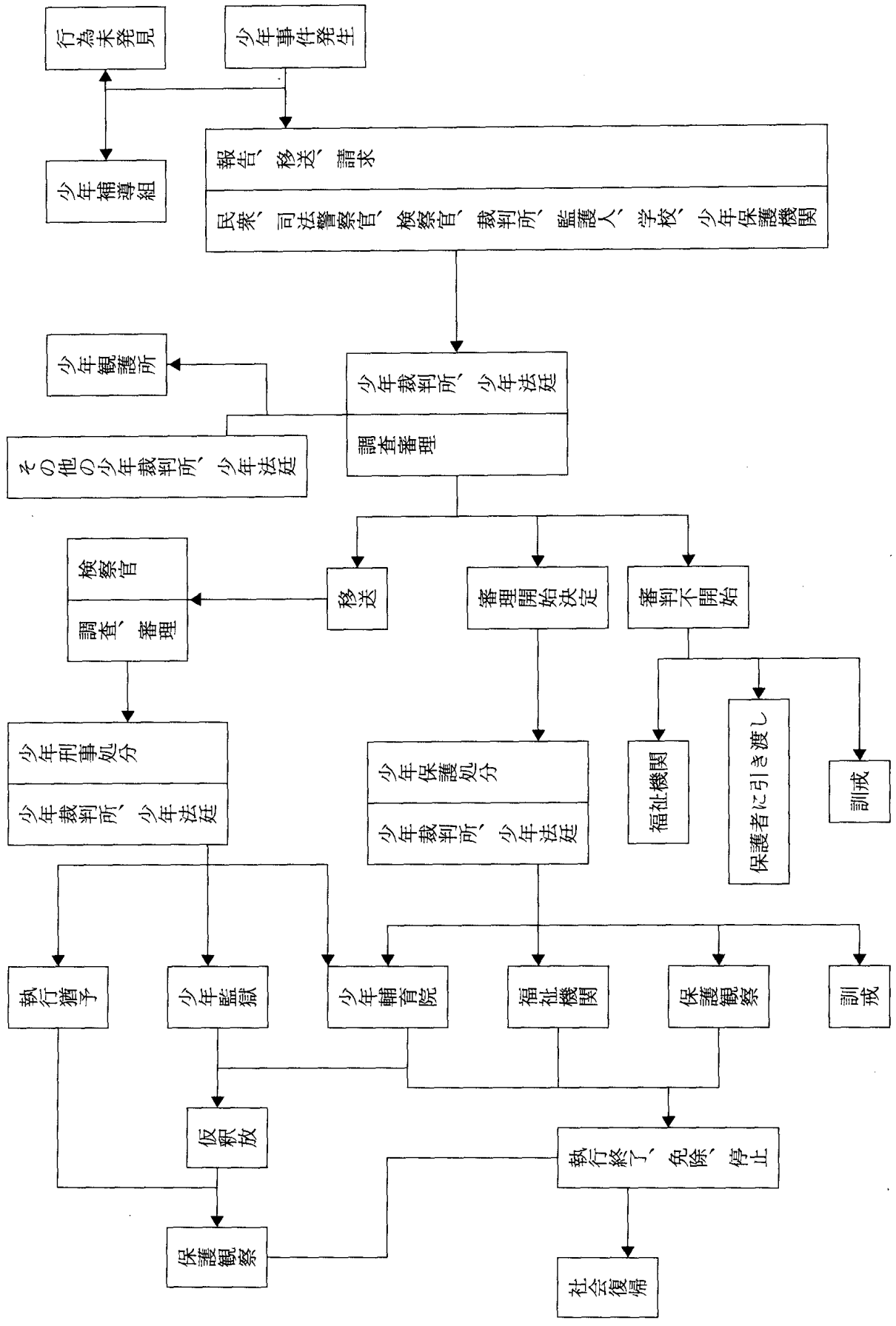
## 六、おわりに

台湾の少年事件処理法は嵐の中で四〇年間を歩んできた。その歴史は、刑罰、応報思想、社会防衛、保護主義の間で揺れ動き、現実の政治的、社会的影響も受け、保護主義という名のもとに実は社会防衛的考慮が進んでいた。少年法に熱意を持つ者の努力によって、その歪んだ方向が多少是正されたとはいえ、今回の改正はまだまだ不充分さを残しており、将来に向けてさらなる論議と改正が必要だと思われる。

### 参考文献

1. 菊田幸一・辻本義男監訳『アジアの少年法』成文堂、一九八二—一九八三年
2. 張有忠『日本語訳・中華民国六法全書』日本評論社、一九九三年
3. 三井誠・陳運財「被疑者取調べにおける弁護人立会い権——中華民国（台湾）の新しい制度」捜査研究四六七〜四

(図) 新少年事件処理法による少年手続の流れ



(注) 本図は、張平吾「少年犯罪現況・発生原因及防制対策」(1990年)を参考にし、新少年事件処理法にもとづいて作成したものである。

## 台・日少年法の対照

台湾・現行少年事件処理法	台湾・旧少年事件処理法	日本・現行少年法（対照できる部分）
<p>第一章 総 則</p> <p>第一条 少年の健全な自己成長を保障し、その成長環境を調整し、及び少年の性格を矯治するために、この法律を制定する。</p> <p>第一条の一 少年の保護事件及び少年の刑事事件は、この法律によって処理する。この法律に規定がないときは、その他の法律を適用する。</p> <p>第二条 この法律で少年とは、十二歳以上、十八歳未満の者をいう。</p> <p>第三条 左に掲げる事件は、少年裁判所の管轄に属し、この法律によって処理する。</p> <p>一 少年が刑罰法令に触れる行為をし</p>	<p>第一章 総 則</p> <p>第一条 少年の管訓処分及び少年の刑事事件は、この法律によって処理する。この法律に規定がないときは、その他の法律を適用する。</p> <p>第二条 この法律で少年とは、十二歳以上、十八歳未満の者をいう。</p> <p>第三条 左に掲げる事件は、地方裁判所少年部の管轄に属し、この法律によって処理する。</p> <p>一 少年が刑罰法令に触れる行為をし</p>	<p>第一章 総 則</p> <p>第一条 この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年及び少年の福祉を害する成人の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。</p> <p>第三六条 この法律で定めるものの外、保護事件に関して必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。</p> <p>第四〇条 少年の刑事事件については、この法律で定めるものの外、一般の例による。</p> <p>第二条 この法律で「少年」とは、二十歳に満たない者をいい、「成人」とは、満二十歳以上の者をいう。</p> <p>2 この法律で「保護者」とは、少年に對して法律上監護教育の義務ある者及び少年を現に監護する者をいう。</p> <p>第三条 次に掲げる少年は、これを家庭裁判所の審判に付する。</p> <p>一 罪を犯した少年</p> <p>二 十四歳に満たないで刑罰法令に触</p>

たとき

二 少年において次に掲げる事由があり、その性格又は環境に照らして、  
刑罰法令に触れる行為をする虞があるとき

(一) 犯罪性のある者と常に交際すること。

(二) 少年にとっていかがわしい場所  
所に常に出入すること。

(三) 常に不登校又は家出をすること。

(四) 不良の組織に参加すること。

(五) 正当の理由がなく常に刀剣その他の武器を携帯すること。

(六) 麻薬及び麻酔用品以外の混合薬物を使用すること。

(七) 法律によって罰しない犯罪の予備又は未遂行為をすること。

第三条の一 警察、検察官、少年調査

官、裁判官が、少年事件を捜査、調査又は審理するときは、少年に対して、  
犯罪事実又は虞犯事由を告知し、その

たとき

二 少年において次に掲げる事由があり、刑罰法令に触れる行為をする虞があるとき

(一) 犯罪性のある者と常に交際すること。

(二) 少年にとっていかがわしい場所  
所に常に出入すること。

(三) 常に不登校又は家出をすること。

(四) 不良の組織に参加すること。

(五) 正当の理由がなく常に刀剣その他の武器を携帯すること。

(六) 深夜常に戸外で遊蕩し、または違警罰法を習慣的に犯すこと。

(七) 麻薬以外の麻酔用品及び混合薬物を使用すること。

れる行為をした少年

三 次に掲げる事由があつて、その性格又は環境に照して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年

イ 保護者の正当な監督に服しない性癖のあること。

ロ 正当の理由がなく家庭に寄り付かないこと。

ハ 犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所  
場所に出入すること。

ニ 自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること。

2

家庭裁判所は、前項第二号に掲げる少年及び同項第三号に掲げる少年で十四歳に満たない者については、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けたときに限り、これを審判に付することができる。



陳述を聴取し、並びに附添人選任権を有する旨を告げなければならない。

第四条 少年が罪を犯し、法律によつて軍事裁判を受けるべき場合、少年裁判所がこの法律によつてこれを処理することができる。

第二章 少年裁判所の組織

第五条 直轄市には少年裁判所を置く。

その他の県(市)は各自の地理環境又は事件数に照らして少年裁判所を置くことができる。

2 少年裁判所を置かない地区は、地方裁判所に少年部を置く。但し、状況に  
応じ、その職務を本来地方裁判所に属する者を兼任として、この法律により執行させることができる。

3 高等裁判所及びその支部には少年部を置く。

第五条の一 少年裁判所には、刑事部、保護部、調査保護課、公設附添人室を分設し、心理テスト員、心理補導員及び補佐員を置く。

第五条の二 少年裁判所の組織については、この法律に特別の定めがある場合を除き、裁判所組織法中の地方裁判所

第四条 本法の管訓処分に関する規定は、叛乱懲罰条例(懲治叛乱条例)又は戦時社会主義者密偵排除法(戡亂時期検肅匪諜条例)に規定された罪を除いて、軍政法廷の裁判を受ける少年にも適用される。

第二章 少年部の組織

第五条 地方裁判所には少年部を置く。

但し、状況に  
応じて、その職務を本来地方裁判所に属する者を兼任として、この法律により執行させることができる。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律第一条 別表第一表の通り高等裁判所を、別表第二表の通り地方裁判所を、別表第三表の通り家庭裁判所を、別表第四表の通り簡易裁判所をそれぞれ設立する。

(別表第三表省略)

に関する規定を準用する。

第五条の三、心理テスト員、心理補導員及び補佐員は、調査保護課にこれを置く。

2 心理テスト員、心理補導員の職位は委任第五級ないし薦任第八級とする。補佐員の職位は委任第三級ないし薦任第六級とする。

第六条 削除

第七条 少年裁判所の所長、部長及び裁判官、高等裁判所及びその支部に置かれる少年部の部長及び裁判官、公設附添人は、全て一般の資格の他、少年保護に関する学識、経験並びに熱意を有する者から選任しなければならない。

2 前項の所長、部長及び裁判官の任命については、司法院がこれを定める。

第八条 削除

第九条 少年調査官の職務は左のとおりとする。

- 資料
- 一 少年の保護事件に関する資料の調査、蒐集を行う。
  - 二 少年観護所に収容中の少年に対して調査を行う。

第六条 少年部には、判事、観護人、書記官及び執達員を置く。

第七条 少年部の判事は、全て一般の判事の資格の他、少年管訓に関する学識及び経験を有する者から選任しなければならない。

第八条 少年部の判事が三人以上ある場合には、その一人が部長を兼務し、他の判事を監督し、当該部の事務の配分を行う。

第九条 観護人の職務は左のとおりとする。

- 一 少年の管訓事件に関する資料の調査、蒐集を行う。
- 二 少年観護所に収容中の少年を観護する。

裁判所法第六一条の二 各家庭裁判所に家庭裁判所調査官を置く。

2 家庭裁判所調査官は、第三一条の三第一項第一号の審判及び調停並びに同項第二号の審判に必要な調査その他の法律において定める事務を掌る。

三 この法律に定めるその他の事務を行う。

2 少年保護官の職務は左のとおりとする。

一 少年保護官に執行される保護処分を行う。

二 この法律に定めるその他の事務を行う。

3 少年調査官及び少年保護官は、その職務を行うときは、裁判官の監督に従わなければならない。

第一〇条 調査保護課には課長一人を置き、少年調査官又は少年保護官がこれを兼任し、少年の調査及び保護に関する事務を総合的に処理及び配分する。その職員が六人以上である場合には、組に分けて職務を行い、各組について一人が組長を兼任し、課長に協力する。

第一条 心理テスト員、心理補導員、書記官、補佐員又は執達員が、少年調査官又は少年保護官と共にその職務を行うときは、その監督に従わなければならない。

三 少年の保護観察を行う。

四 この法律に定めるその他の事務を行う。

2 観護人が、その職務を行うときは、判事の命令に従わなければならない。

第一〇条 観護人は数人ある場合には、その一人を主任観護人とし、観護に関する事務を総合的に処理又は配分する。

第一条 書記官及び執達員が、観護人の命令に従わなければならない。

裁判所法第六十一条の三 各家庭裁判所に家庭裁判所調査官補を置く。

2 家庭裁判所調査官補は、上司の命を受けて、家庭裁判所調査官の事務を補助する。

犯罪者予防更生法第十九条 地方委員会の事務局及び保護観察所に保護観察官を置く。

2 保護観察官は、医学、心理学、教育学、社会学その他の更生保護に関する専門的知識に基づき、保護観察、人格考査その他犯罪者の更生保護及び犯罪の予防に関する事務に従事する。

裁判所法第六十一条の二  
4 家庭裁判所調査官は、その職務を行うについては、裁判官の命令に従う。

3 最高裁判所は、家庭裁判所調査官の中から、首席家庭裁判所調査官を命じ、調査事務の監督、関係行政機関その他の機関との連絡調整等の事務を掌らせることができる。

ならない。

## 第一二条 削除

### 第一三条 少年裁判所で課長又は組長を

兼任する少年調査官、少年保護官の職位は、薦任第九級又は簡任第十級とし、その他の少年調査官、少年保護官の職位は薦任第六級ないし第九級、又は簡任第十級とする。但し、簡任の人数は少年調査官及び少年保護官を合わせた人数の二分の一を超えることができない。

2 高等裁判所の少年部における少年調査官の職位は、簡任第十級ないし第十一級とする。

### 第三章 少年の保護事件

#### 第一節 調査及び審理

第一四条 少年の保護事件については、行為地、少年の住所、居所又は所在地

資 料

第一二条 観護人は次に掲げる資格の一つを有する者の中から任用しなければならない。

一 観護人文官試験の合格者。

二 公立又は教育部の認可した大学又は専門学科を卒業し、観護人に任用される資格を有する者。

三 警官学校の本科又は専科を卒業し、観護人に任用される資格を有する者。

第一三条 観護人の職位は薦任とする。

### 第三章 少年の管訓事件

#### 第一節 調査及び審理

第一四条 少年の管訓事件については、行為地、少年の住所、居所又は所在地

### 第二章 少年の保護事件

#### 第二節 調査及び審判

第五条 保護事件の管轄は、少年の行為地、住所、居所又は現在地による。

にある少年裁判所がその管轄を有する。

資 第十五条 少年裁判所は、係属中の事件について調査を経て、他の管轄少年裁判所の方がその少年にとって適当な保護を得られると見なされる場合には、決定をもって事件を当該の管轄少年裁判所に移送することができる。移送を受けた裁判所は、更にこれを移送することができない。

第一六条 刑事訴訟法第六条第一項及び第二項、第七条又は第八条の前段の規定は、少年の保護事件に、これを準用する。

〔参照〕

刑事訴訟法第六条 数個の同級裁判所の管轄に属する事件が牽連するときは、合併してその中の一の裁判所において管轄することができる。

2 前項の場合に、各事件が、すでに数個の裁判所に係属するときは、各当該裁判所の同意を得て、決定をもって、その事件を一の裁判所に移送し合併して審判することができる。不同意があるときは、共同の直接上級裁判所が決定する。

(第三項略)

にある地方裁判所の少年部がその管轄を有する。

第十五条 少年部は、係属中の事件について、他の管轄を有する少年部の方がその少年にとって適当な管訓を得られると見なされる場合には、決定をもって事件を当該の管轄地方裁判所の少年部に移送することができる。移送を受けた少年部は、更にこれを移送することができない。

第一六条 刑事訴訟法第六条第一項及び第二項、第七条又は第八条の前段の規定は、少年の管訓事件に、これを準用する。

第五条

2 家庭裁判所は、保護の適正を期するため特に必要があると認めるときは、決定をもって、事件を他の管轄家庭裁判所に移送することができる。

3 家庭裁判所は、事件がその管轄に属しないと認めるときは、決定をもって、これを管轄家庭裁判所に移送しなければならぬ。

少年審判規則第二五条の二 同一の少年に対する二以上の事件は、なるべく併合して審判しなければならない。

第七条 次の事情のいずれがあるときは、牽連事件とする。

一 一人が数罪を犯した時。

二 数人が共に一罪又は数罪を犯したとき。

三 数人が同時に同一の場所に在つて各別に罪を犯したとき。

四 本罪と関係がある犯人隠匿、証拠湮滅、偽証、贓物の各罪を犯したとき。

第八条 同一の事件が管轄権を有する数個の裁判所に係属するときは、先に係属した裁判所が審判する。(略)

第一七条 何人も、第三条第一号に掲げる事件を知つたときは、当該の管轄少年裁判所にこれを報告することができる。

第一七条 何人も、第三条第一号に掲げる事件を知つたときは、当該の管轄少年部にこれを報告することができる。

第六条 家庭裁判所の審判に付すべき少年を発見した者は、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

2 警察官又は保護者は、第三条第一項第三号に掲げる少年について、直接これを家庭裁判所に送致し、又は通告するよりも、先づ児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による措置にゆだねるのが適当であると認めるときは、その少年を直接児童相談所に通告することができる。

3 都道府県知事又は児童相談所長は、児童福祉法の適用がある少年について、たまたま、その行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的

第一八条 検察官、司法警察官又は裁判所は、その職務を行う場合において、第三条に掲げる事件を知ったときは、当該の管轄少年裁判所に事件を移送しなければならない。

2 少年に対して監督権を有する者、少年の学校、又は少年保護事業に従事する機関は、第三条第二号に掲げる少年を発見したときは、少年裁判所に対してこれを処理するよう請求することができる。

第一八条 検察官、司法警察官又は裁判所は、その職務を行う場合において、第三条に掲げる事件を知った場合には、当該の管轄少年部に事件を移送しなければならない。

2 少年に対して監督権を有する者は、第三条第二号に掲げる少年を発見したときは、少年部に対してこれを処理するよう請求することができる。

措置を必要とするときは、同法第三十三條及び第四十七條の規定により認められる場合を除き、これを家庭裁判所に送致しなければならない。

第七条 家庭裁判所調査官は、家庭裁判所の審判に付すべき少年を発見したときは、これを裁判官に報告しなければならない。

2 家庭裁判所調査官は、前項の報告に先立ち、少年及び保護者について、事情を調査することができる。

第四一條 司法警察官は、少年の被疑事件について捜査を遂げた結果、罰金以下の刑にあたる犯罪の嫌疑があるものと思料するときは、これを家庭裁判所に送致しなければならない。犯罪の嫌疑がない場合でも、家庭裁判所の審判に付すべき事由があると思料するときは、同様である。

第四二條 検察官は、少年の被疑事件について捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があるものと思料するときは、第四十五條第五号本文に規定する場合を除いて、これを家庭裁判所に送致しなければならない。犯罪の嫌疑がない場合でも、家庭裁判所の審判に付すべき事由があると思料するときは、同様である。

第十九条 少年裁判所は、第十五条、第十七条及び前条により移送、請求又は報告を受理した事件について、まず少年調査官をして、当該少年の犯した事件に関する行為、その者の人格、経歴、心身状況、家庭状況、社会環境、教育程度その他必要な事項を調査させ、意見を付した報告書を提出させなければならぬ。

第十九条 少年裁判所は、第十五条、第十七条及び前条により移送、請求又は報告を受理した事件について、当該少年の犯した事件に関する行為、その者の人格、経歴、心身状況、家庭状況、社会環境、教育程度その他必要な事項を調査し、審理を開始するか否かの決定をしなければならぬ。

2 前項の調査は、まず少年部の命令で、観護人又は少年観護所の中で観護人資格を有する者がこれを行わなければならない。但し、少年部は、この調査が明らかに必要でないとき認めるときは、この限りではない。

3 前項の規定により、調査をした観護人は調査終了後に、意見を付した報告書を提出しなければならない。

第八条 家庭裁判所は、前二条の通告又は報告により、審判に付すべき少年があると思料するときは、事件について調査しなければならない。検察官、司法警察員、都道府県知事又は児童相談所長から家庭裁判所の審判に付すべき少年事件の送致を受けたときも、同様である。

2 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に命じて、少年、保護者又は参考人の取調その他の必要な調査を行わせることができる。

第九条 前条の調査は、なるべく、少年、保護者又は関係人の行状、経歴、素質、環境等について、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的智識特に少年鑑別所の鑑別の結果を活用して、これを行うように努めなければならない。

少年審判規則第一三条 家庭裁判所調査官は、調査の結果を書面で家庭裁判所に報告するものとする。

2 前項の書面には、意見をつけなければならない。

3 家庭裁判所調査官は、第一項の規定による報告の前後を問わず、少年の処遇に関し、家庭裁判所に対して意見を述べなければならない。



2 少年調査官の調査結果は、事実認定の唯一の証拠とすることができない。

3 少年裁判所が関係者を尋問するとき、書記官がその供述の記録が作成しなければならぬ。

第二〇条 少年裁判所における少年の保護事件の審理は、裁判官が一人でこれを行うことができる。

第二一条 少年裁判所裁判官又は少年調査官は、事件の調査について必要があるときは、少年、少年の法定代理人又は現に少年を保護する者を呼び出すことができる。

2 前項の調査を行うときは、相当の期日前に調査の日時及び場所を少年の附添人に知らせなければならない。

3 第一項の呼出を行う場合には、呼出状を用い、左に掲げる事項を記載したうえ、裁判官がこれに署名しなければならない。少年調査官が呼出をする場合は、少年調査官がこれに署名する。一、本人の氏名、性別、年齢、出生地

4 少年部が関係者を尋問するとき、書記官がその供述の記録を作成しなければならぬ。

第二〇条 少年の管訓事件の審理は、単独の判事が行う。

第二一条 少年部は、事件の調査について必要があるときは、少年、少年の法定代理人又は現に少年を保護する者を呼び出すことができる。

2 審理期日には、前項の者を呼び出さなければならない。

3 前二項の呼出を行う場合には、呼出状を用い、左に掲げる事項を記載したうえ、判事がこれに署名しなければならない。一、本人の氏名、性別、年齢、本籍及び住居。

少年審判規則第三十三条 審判期日における手続については、審判調書を作成する。

(第二項以下略)

裁判所法第三一条の四 家庭裁判所は、審判又は裁判を行うときは、一人の裁判官でその事件を取り扱う。但し、他の法律において裁判官の合議体で取り扱うべきものと定められたときは、その定に従う。

第四條 第二十条の決定以外の裁判は、判事補が一人でこれを行うことができる。

第一一条 家庭裁判所は、事件の調査又は審判について必要があると認めるときは、少年又は保護者に対して、呼出状を発することができる。

少年審判規則第一五条 調査又は審判のための呼出状には、本人の氏名、年齢及び住居、保護事件について呼び出す旨、出頭すべき年月日時及び場所及びに正当な理由がなく出頭しないときは同行状を発することができる旨を記載

及び住居。

二、事由。

三、出頭すべき日時及び場所。

四、正当な理由がなく出頭しない者に  
対しては、同行を強制することがで  
きる旨。

4 呼出状は本人に送達しなければなら  
ない。

第二二条 少年、少年の法定代理人又は  
現に少年を保護する者が、法の定める  
手続きに従って呼び出されたにもかか  
わらず、正当な理由がなく出頭しない  
場合には、少年裁判所裁判官は職権を  
もって、又は少年調査官の請求により  
同行状を発し、出頭を強制させること  
ができる。但し、少年が刑事訴訟法第

二、事由。

三、出頭すべき日時及び場所。

四、正当な理由なく出頭しない者に  
対しては、同行を強制することがで  
きる旨。

4 呼出状は本人に送達しなければなら  
ない。

第二二条 少年、少年の法定代理人又は  
現に少年を保護する者が、法の定める  
手続きに従って呼び出されたにもかか  
わらず、正当な理由がなく出頭しない  
場合には、少年部は同行状を発し、出  
頭を強制させることができる。但し、  
少年が刑事訴訟法第七十六条に掲げる  
情況の一つを有し、少年部が必要と認

し、裁判官が、記名押印する。

少年審判規則第十六条 前条の呼出状  
は、送達する。

2 送達については、民事訴訟の送達に  
関する規定並びに刑事訴訟法（昭和二  
十三年法律第三十一号）第六十五条  
第二項及び第三項の規定を準用する。

ただし、就業場所における送達、住  
所、居所等の届出がない場合の郵便に  
付する送達及び公示送達に関する規定  
は、この限りでない。

少年審判規則第一六条の二 調査又は審  
判のための呼出は、呼出状の送達以外  
の相当と認める方法によってすること  
ができる。

第一条

2 家庭裁判所は、正当な理由がなく前  
項の呼出に応じない者に対して、同行  
状を発することができる。

第一条 家庭裁判所は、少年が保護の  
ため緊急を要する状態にあつて、その  
福祉上必要であると認めるときは、前  
条第二項の規定にかかわらず、その少

七十六条に掲げる情況の一つを有し、少年裁判所裁判官が必要と認めるときは、呼出なしに直接同行状を発し、その者を強制的に出頭することができ

る。  
2 同行状には、左に掲げる事項を記載し、裁判官がこれに署名しなければならない。

一、本人の氏名、性別、年齢、出生地、国民身分証明書番号、住居その他本人を識別するに足りる特徴。但し、年齢、出生地、国民身分証明書番号又は住居が明らかでないときは、これを記載をしないことができる。

二、事由。

三、執行人と共に同行すべき場所。

四、同行の執行期限。

〔参照〕

刑事訴訟法第七十六条 被告の犯罪の嫌疑が重大であつて、次の事情の一つがあるときは、召喚を経ないで直ちに勾引することができる。

一 一定の住所又は居所がないとき。

二 逃亡し又は逃亡の恐れがあると認めらるるに足りる事実があるとき。

三 証拠を湮滅、偽造、変造し又は共犯若しくは証人と通謀する恐れがあ

めるときは、呼出なしに直接同行状を発し、その者を強制的に出頭することができる。

2 同行状には、左に掲げる事項を記載し、判事がこれに署名しなければならない。

一、本人の氏名、性別、年齢、本籍、住居その他本人を識別するに足りる特徴。但し、年齢、本籍、住居が明らかでないときは、これを記載しないことができる。

二、事由。

三、執行人と共に同行すべき場所。

四、同行の執行期限。

年に対して、同行状を発することができる。

少年審判規則第一七条 調査又は審判のための同行状には、本人の氏名、年齢及び住居、審判に付すべき事由、同行すべき場所、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日を記載し、裁判官が、記名押印する。

2 緊急の場合に発する同行状には、前項の記載事項の外、特に発付を必要とする理由を具体的に記載しなければならない。

3 同行状の有効期間は、発付の日から七日とする。但し、相当と認めるときは、七日を超える期間を定めることができる。

ると認めるに足りる事実があるとき。  
四 犯したものが死刑、無期懲役又は最も軽い本刑が五年以上の有期懲役とする罪であるとき。

第二三条 同行状は、執達員、司法警察官又は司法警察吏がこれを執行する。

2 同行状は三部にして、同行を執行するときに、本人及びその指定する者に各一部を交付し、並びに本人の身体及び名譽を顧慮しなければならない。

3 同行を執行したときは、これに執行の場所及び年月日を記入し、執行することができなかつたときは、その事由を記載して署名し、少年裁判所に差し出さなければならない。

第二三条 同行状は、観護人がこれを執行する。但し、少年部は、必要と認められる場合は書記官、執達員、司法警察官又は司法警察吏をして、これを執行させることもできる。

2 同行状は二部にして、同行を執行するときに、その一部を本人あるいはその者の家族に交付し、並びに本人の身体及び名譽を顧慮しなければならない。

3 同行を執行したときは、これに執行の場所及び年月日を記入し、執行することができなかつたときは、その事由を記載して署名し、少年部に差し出さなければならない。

第一三条 同行状は、家庭裁判所調査官がこれを執行する。

2 家庭裁判所は、警察官、保護観察官又は裁判所書記官をして、同行状を執行させることができる。

少年審判規則第一八条 同行状を執行するには、本人に示して、できる限り速やかに指定された場所に同行しなければならない。

2 同行状を所持しない場合においても、急速を要するときは、前項の規定にかかわらず、少年に対し、審判に付すべき事由及び同行状が発せられている旨を告げて、その執行をすることができる。但し、同行状は、できる限り速やかに示されなければならない。

3 同行状を執行したときは、これに執行の場所及び年月日時を記載し、執行することができなかつたときは、その事由を記載して記名押印しなければならない。

4 同行状は、執行したとき、又は執行することができなかつたときは、執行を指揮した裁判官に差し出さなければ

第二三条の一 少年が行方不明である場

合には、少年裁判所は、他の少年裁判所、検察官、司法警察機関に捜索協力を依頼することができる。但し、公告、新聞又はその他の方法で公開してこれを行うことはできない。

2 少年の捜索協力を依頼するときは、捜索協力依頼書を用い、左に掲げる事項を記載し、裁判官がこれに署名しなければならぬ。

一、少年の氏名、性別、年齢、出生地、国民身分証明書番号、住居その他本人を識別するに足りる特徴。但し、出生地、国民身分証明書番号又は住居が明らかでないときは、これを記載しないことができる。

二、事件の内容。

三、捜索協力を依頼する理由。

四、少年を護送すべき場所

3 捜索協力により少年が発見された場合には、少年調査官、検察官、司法警察官又は司法警察吏は、直接に少年を護

第二三条の一 少年が行方不明である場

合には、少年部は、他の地方裁判所の少年部、検察官、司法警察機関に捜索協力を依頼することができる。但し、公告、新聞又はその他の方法で公開してこれを行うことはできない。

2 少年の捜索協力を依頼するときは、捜索協力依頼書を用い、左に掲げる事項を記載し、判事がこれに署名しなければならぬ。

一、少年の氏名、性別、年齢、本籍、国民身分証明書番号、住居その他本人を識別するに足りる特徴。但し、本籍、国民身分証明書番号、住居が明らかでないときは、これを記載しないことができる。

二、事件の内容。

三、捜索協力を依頼する理由。

四、少年を護送すべき場所

3 捜索協力により少年が発見された場合には、観護人、検察官、司法警察官又は司法警察吏は、直接に少年を護送

ならない。

5 裁判官は、同行状を受け取ったときは、執行することができなかった場合を除いて、裁判所書記官をして同行された年月日時を同行状に記載させなければならぬ。

送すべき場所に護送することができる。

4 搜索協力の理由又はその必要がなくなつたときは、これを取り消さなければならぬ。搜索協力を取消の通知については、第一項の規定を準用する。

第二四条 刑事訴訟法中、証人、鑑定、通訳、検証、搜索及び押収に関する規定は、少年の保護事件の性質に反しない限り、これを準用する。

第二五条 少年裁判所は、その職務を行う上について、警察機関、私的団体、学校、病院又は他の機関・団体に対して、必要な援助を求めることができる。

すべき場所に護送することができる。

4 搜索協力の理由又はその必要がなくなつたときは、これを取り消さなければならぬ。搜索協力の取消の通知については、第一項の規定を準用する。

第二四条 刑事訴訟法中、証人、鑑定、通訳、検証、搜索及び押収に関する規定は、少年の管訓事件の性質に反しない限り、これを準用する。

第二五条 少年部は、その職務を行う上について、警察機関、私的団体、学校、病院又は他の機関・団体に対して、必要な援助を求めることができる。

第一四条 家庭裁判所は、証人を尋問し、又は鑑定、通訳若しくは翻訳を命ずることができる。

2 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）中、裁判所の行う証人尋問、鑑定、通訳及び翻訳に関する規定は、保護事件の性質に反しない限り、前項の場合に、これを準用する。

第一五条 家庭裁判所は、検証、押収又は搜索をすることができる。

2 刑事訴訟法中、裁判所の行う検証、押収及び搜索に関する規定は、保護事件の性質に反しない限り、前項の場合に、これを準用する。

第一六条 家庭裁判所は、調査及び観察のため、警察官、保護観察官、保護司、児童福祉司又は児童委員に対して、必要な援助をさせることができる。

2 家庭裁判所は、その職務を行う上について、公務所、公私の団体、学校、病院その他に対して、必要な協力を求めることができる。

第二六条 少年裁判所は、必要があるときは、決定をもって、左に掲げる措置をとることができる。

一、少年の法定代理人、家長、最も近い親族、現に少年を保護する者、又はその他適当な機関、団体若しくは個人に少年を委ね、並びに事件の終結前に、少年調査官の適当な補導に付することができる。

二、少年観護所に收容すること。但し、前号の措置がとれず又はそれが著しく適当でないときであつて、且つ收容が必要である場合に限る。

第二六条の一 少年を收容するには、收容書を用いなければならない。

2 收容書には、左に掲げる事項を記載し、裁判官がこれに署名しなければならない。

一、少年の氏名、性別、年齢、出生地、国民身分証明書番号、住居その他本人を識別するに足りる特徴等。但し、年齢、出生地、国民身分証明

第二六条 少年部は、必要があるときは、決定をもって、左に掲げる措置をとることができる。

一、少年の法定代理人、家長、最も近い親族、現に少年を保護する者、又はその他適当な個人に少年を委ね、並びに事件の終結前に、観護人の適当な補導に付することができる。

二、少年観護所に收容すること。但し、前号の措置がとれず又はそれが著しく適当でないときであつて、且つ收容が必要である場合に限る。

第一七条 家庭裁判所は、審判を行うため必要があるときは、決定をもって、次に掲げる観護の措置をとることができる。

一 家庭裁判所調査官の観護に付すること。

二 少年鑑別所に送致すること。

2 同行された少年については、観護の措置は、遅くとも、到着のときから二十四時間以内に、これを行わなければならない。檢察官又は司法警察員から勾留又は逮捕された少年の送致を受けたときも、同様である。

少年審判規則第二一条 決定をするときは、裁判官が、決定書を作つてこれに署名押印する。但し、署名押印に代えて記名押印することを妨げない。

2 次の各号に掲げる決定を除く決定の決定書には、前項の規定による署名押印又は記名押印に代えて押印することができる。

一 事件を終局させる決定

書番号又は住居が明らかでないときは、これを記載しないことができる。

二、事件の内容。

三、收容の理由。

四、少年を收容すべき場所。

3 第二十三条第二項の規定は、收容の執行にこれを準用する。

第二六条の二 少年観護所に收容する期間は、調査又は審理中、二か月を超えることができない。但し、継続の必要があるときは、その期間満了前に、少年裁判所は決定をもって、これを延長することができる。延長の期間は、一か月を超えることができず、且つ一回に限り認められる。收容の理由がなく

## 第二六条

2 少年観護所に收容する期間は、調査又は審理中、一か月を超えることができない。但し、継続の必要があるときは、その期間満了前に、少年部は決定をもって、これを延長することができる。延長の期間は、一か月を超えることができず、且つ一回に限り認められ

二 法第五条第二項及び第三項、第十四条第一項、第十七条の二、第二十四条の二、第二十五条及び第三十四条の決定

3 決定書には、主文及び理由の外、少年の氏名、年齢、職業、住居及び本籍を記載する。

4 次の各号に掲げる決定を除く決定の決定書には、主文並びに少年の氏名及び年齢以外の記載を省略することができる。

一 法第二十条、第二十四条及び第二十四条の二の決定

二 第五十条（第五十四条において準用する場合を含む）の決定

5 決定書には、記録中の書類の記載を引用することができる。

6 裁判官は、相当と認めるときは、決定を調書に記載させて決定書に代えることができる。

## 第一七条

3 第一項第二号の措置においては、少年鑑別所に收容する期間は、二週間を越えることはできない。特に継続の必要があるときは、一回に限り、決定をもって、これを更新することができる。但し、検察官から再び送致を受けた事件が先に第一項第二号の措置がと



なつたときは、少年裁判所は、收容の決定を取り消さなければならぬ。

る。收容の理由がなくなつたときは、少年部は收容の決定を取り消さなければならぬ。

られ、又は勾留状が発せられた事件であるときは、收容の期間は、これを更新することはできない。

4 裁判官が第四十三条第一項の請求により、第一項第一号の措置をとつた場合において、事件が家庭裁判所に送致されたときは、その措置は、これを第一項第一号の措置とみなす。

5 裁判官が第四十三条第一項の請求により第一項第二号の措置をとつた場合において、事件が家庭裁判所に送致されたときは、その措置は、これを第一項第二号の措置とみなす。この場合には、第三項の期間は、家庭裁判所が事件の送致を受けた日から、これを起算する。

6 観護の措置は、決定をもつて、これを取り消し、又は変更することができ。但し、第一項第二号の措置については、收容の期間は、通して四週間を越えることはできない。

2 抗告を提起した事件において、抗告裁判所の收容期間は、事件の記録及び証拠物を送付した日から、これを起算する。

3 事件が原裁判所に差し戻されたときは、收容の期間及び延長の期間を更新する。

4 抗告中の事件について、差戻の決定をしてから送付までの収容期間は、原裁判所の収容期間とする。

5 少年観護所の組織は、法律でこれを定める。

3 少年観護所の組織は、法律でこれを定める。

少年院法第一六条 少年鑑別所は、少年法第十七条第一項第二号の規定により送致された者を収容するとともに、家庭裁判所の行う少年に対する調査及び審判並びに保護処分執行に資するため、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基づいて、少年の資質の鑑別を行う施設とする。

第一七条の二 家庭裁判所は、前条第一項第二号の措置をとった場合において、直ちに少年鑑別所に収容することが著しく困難であると認める事情があるときは、決定をもって、少年を仮に最寄の少年院又は拘留監（監獄法（明治四十一年法律第二十八号）第一条第三項の規定により代用されるものを含まない。）の特に区別した場所に収容することができる。但し、その期間は、収容したときから七十二時間を超えることはできない。

2 前項の規定による収容の期間は、これを前条第一項第二号の措置により少年鑑別所に収容した期間とみなし、同条第三項の期間は、少年院又は拘留監に収容した日から、これを起算する。

第二七条 少年裁判所は、調査の結果、

少年が左に掲げる情況の一つを有すると認めるときは、決定をもって、事件を管轄権を有する検察庁の検察官に送致しなければならぬ。

一、短期五年以上の有期禁錮以上の刑にあたる罪を犯した者。

二、事件が係属する前に満十八歳に達した者。

2

前項の場合以外、少年裁判所は調査の結果、情状が重大で少年の品行、性格、経歴等の情況から、その者には刑事処分が相当であると認めるときは、決定をもって、事件を管轄権を有する検察庁の検察官に送致することができる。

第二七条 少年部は、調査の結果、少年

が短期五年以上の有期懲役以上の刑にあたる罪を犯した者と認める場合には、決定をもって、事件を管轄権を有する検察庁の検察官に送致しなければならぬ。

2

少年部は、調査の結果、少年が左に掲げる罪を犯し、その者の品行、性格、経歴、情状から、その者に刑事処分が相当であると認めるときは、決定をもって、事件を管轄権を有する検察庁の検察官に送致することができる。

一 前項以外の、長期五年以上の有期懲役の刑にあたる罪を犯した者。

二 刑法第三百三十五条第一項及び第二項の公務妨害の罪を犯した者。

三 刑法第四百九条、第五百十一条及び第五百十四条の公的秩序妨害の罪を犯した者。

四 刑法第八十六条の公共の安全に

3 裁判官が第四十三条第一項の請求の

あった事件につき、第一項の收容をした場合において、事件が家庭裁判所に送致されたときは、その收容は、これを第一項の規定による收容とみなす。

第一九条 2 家庭裁判所は、調査の結果、本人が二十歳以上であることが判

明したときは、前項の規定にかかわらず、決定をもって、事件を管轄地方裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならぬ。

第二〇条 家庭裁判所は、死刑、懲役又

は禁錮にあたる罪の事件について、調査の結果、その罪質及び情状に照して刑事処分を相当と認めるときは、決定をもって、これを管轄地方裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならぬ。但し、送致のとき十六歳に満たない少年の事件については、これを検察官に送致することはできない。

3 前二項の規定は、少年が罪を犯すとき、十四歳に満たない場合に、これを適用しない。

第二八条 少年裁判所は、調査の結果、保護処分にする理由がなく、又はその他の事由により審理に付するのが相当でないときは、審理に付さない旨の決定をしなければならない。

2 少年が心神喪失により、前項の決定がなされた場合には、少年を適切な施設に収容して、治療を受けさせることができる。

対する罪を犯した者。

五 刑法第二百三十一条第一項及び第二項並びに第二百四十条第一項の風俗、及び家庭破壊の罪を犯した者。

六 刑法第二百七十二條第三項の殺人予備罪を犯した者。

七 刑法第二百七十七條第一項及び第二百八十三條前段の傷害の罪を犯した者。

八 刑法第三百四十九條第一項の贓物罪を犯した者。

3 前二項の規定は、少年が罪を犯すとき、十四歳に満たない又は犯罪後十八歳に達した場合に、これを適用しない。

4 少年は罪を犯した後、年齢が満十八歳に達した場合には、決定をもって、事件を管轄権を有する検察庁の検察官に送致しなければならない。

第二八条 少年部は、調査の結果、管訓処分にする理由がなく、又はその他の事由により審理に付するのが相当でないときは、審理に付さない旨の決定をしなければならない。

第一九条 家庭裁判所は、調査の結果、審判に付することができず、又は審判に付するのが相当でないとき認めるときは、審判を開始しない旨の決定をしなければならない。

第二十九条 少年裁判所は、少年調査官の調査の結果、情状が軽微で審理に付さないのが相当であると認めるときは、審理に付さない旨の決定をし、左に掲げる処分をすることができる。

- 一、児童若しくは少年福祉機関又は教養機関に送致して、適当な補導を委託すること。
- 二、児童若しくは少年の法定代理人又は現に少年を保護する者に引き渡して、少年を厳しく訓育すること。
- 三、訓戒すること。
- 2 前項に掲げる処分の執行は、少年調査官がこれを行う。
- 3 少年裁判所は、第一項の決定に先立ち、その情状を斟酌して、被害者の同意を得て、左に掲げる措置をとることができる。

- 一、被害者に謝罪すること。
- 二、反省文を書かせること。
- 三、被害者に対して相当額の賠償金を支払わせること。
- 4 前項第三号の賠償金の支払いについては、少年の法定代理人が連帯責任を負い、民事上の強制執行名義を有する。

第三〇条 少年裁判所は、調査の結果、

第二十九条 少年部は、調査の結果、情状が軽微で審理に付さないのが相当であると認めるときは、審理に付さない旨の決定をし、更に少年の法定代理人又は現に少年を保護する者に、少年を厳しく訓育するよう命ずることができる。

- 2 少年部は、前項の決定に先立ち、その情状を斟酌して、被害者の同意を得て、左に掲げる措置をとることができる。
- 一、被害者に謝罪すること。
- 二、反省文を書かせること。
- 三、被害者に対して相当額の賠償金を支払わせること。
- 3 前項第三号の賠償金の支払いについては、少年の法定代理人又は現に少年を保護する者が連帯責任を負い、民事上の強制執行名義を有する。

第三〇条 少年部は、調査の結果、審理

第一八条 家庭裁判所は、調査の結果、児童福祉法の規定による措置を相当と認めるときは、決定をもって、事件を権限を有する都道府県知事又は児童相談所長に送致しなければならない。

- 2 第六条第三項の規定により、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けた少年については、決定をもって、期限を附して、これに対してとるべき保護の方法その他の措置を指示して、事件を権限を有する都道府県知事又は児童相談所長に送致することができる。

第二一条 家庭裁判所は、調査の結果、

審理に付するのが相当であると認めるときは、審理を開始する旨の決定をしなければならぬ。

第三十一条 少年、少年の法定代理人又は現に少年を保護する者は、いつでも、少年の附添人を選任することができる。

2 短期三年以上の有期懲役の刑にあたる事件において、附添人がない場合には、少年裁判所は、適当な者を指定して、少年の附添人としなければならない。その他の事件において必要があると認めるときも、同様である。

3 前項の事件において、選任された附添人が正当な理由がなく出廷しないときは、少年裁判所はこれを指定することができぬ。

4 前二項の附添人の指定事件について、当該地区に公設附添人をおかない場合には、少年裁判所は適当な者を指定することができる。

5 公設附添人については、公設弁護士条例の規定を準用する。

6 少年の保護事件の附添人については、少年の保護事件の性質に反しない限り、刑事訴訟法の弁護士に関する規定を準用する。

第三十一条の一 弁護士資格のない者を附

に付するのが相当であると認めるときは、審理を開始する旨の決定をしなければならぬ。

第三十一条 少年、少年の法定代理人又は現に少年を保護する者は、審理の開始後に、少年の附添人を選任することができる。但し、少年部がその選任された者が不相当であると認めるときは、これを禁止することができる。

2 刑事訴訟法第三十二条、第三十四条、及び第三十五条第二項の規定は、少年の附添人にこれを準用する。

審判を開始するのが相当であると認めるときは、その旨の決定をしなければならぬ。

第一〇条 少年及び保護者は、家庭裁判所の許可を受けて、附添人を選任することができる。但し、弁護士を附添人に選任するには、家庭裁判所の許可を要しない。

2 保護者は、家庭裁判所の許可を受けて、附添人となることができる。

添人に選任するには、少年裁判所の許可を要する。

第三条の二 附添人は、少年の手続上の権利を保障するほか、少年裁判所に協力して、少年の健全な成長を促さなければならぬ。

第三条 少年裁判所は、事件の審理にあたり、審理期日を定める。審理期日には、少年、少年の法定代理人又は現に少年を保護する者を呼び出し、少年の附添人にも通知しなければならぬ。

2 少年裁判所は、審理期日を定めるときには、少年、少年の法定代理人、現に少年を保護する者又は附添人がこれを準備するための相当の期間を考量しなければならぬ。但し、少年、及び少年の法定代理人又は現に少年を保護する者の同意を得た場合に限り、直ちに審理を開始することができる。

3 第二十一条第三項及び第四項の規定は、第一項の呼出に、これを準用する。

第三条 審理期日には、書記官が裁判官と出席して審理の記録を作成する。

第三条 少年部は、事件の審理にあたり、審理期日を定める。審理期日には、第二十一条に定める者を呼び出すと同時に、少年の附添人にも通知しなければならぬ。

第三条 審理期日には、書記官が判事と出席して審理の記録を作成する。

少年審判規則第二十五条 審判をするには、審理期日を定める。  
2 審理期日には、少年、保護者及び附添人を呼び出さなければならぬ。

少年審判規則第二十八条 審判の席には、裁判官及び裁判所書記官が、列席する。  
少年審判規則第三十三条 審理期日における手続については、審判調書を作成

第三四条 調査及び審理は、これを公開しない。但し、少年の親族、学校教員、少年保護事業に従事する者その他適当と認める者に在席を許すことができる。

第三五条 審理は、懇切を旨とし、なごやかに、これを行わなければならない。裁判官は事件の性質又は少年の心身、環境状況を斟酌し、裁判所外において審理を行うことができる。

第三六条 審理期日に少年を尋問するときは、少年の法定代理人又は現に少年を保護する者及び附添人に意見を陳述する機会を与えられなければならない。

第三七条 審理期日には、必要な証拠の調査を行わなければならない。

2 少年に対して保護処分を決定する理由及び事実の認定は、証拠による。

第三八条 少年裁判所は、必要があると認めるときは、左に掲げる措置をとることができる。

- 一、少年が陳述をするときに、少年以外の者を退席させること。
- 二、少年以外の者が陳述するときに、少年を退席させること。

第三四条 審理は公開しない。但し、少年の親族、学校教員、少年保護事業に従事する者その他適当と認める者に在席を許すことができる。

第三五条 審理は、懇切を旨とし、なごやかに、これを行わなければならない。

第三六条 審理期日に少年を尋問するときは、少年、少年の法定代理人又は現に少年を保護する者及び附添人に意見を陳述する機会を与えられなければならない。

第三七条 審理期日には、必要な証拠の調査を行わなければならない。

2 少年に対して管訓処分を決定する理由及び事実の認定は、証拠による。

第三八条 少年部は、必要があると認めるときは、左に掲げる措置をとることができる。

- 一、少年が陳述をするときに、少年以外の者を退席させること。
- 二、少年以外の者が陳述するときに、少年を退席させること。

する。

第二二条

2 審判は、これを公開しない。少年審判規則第二九条 審判の席には、少年の親族、教員その他相当と認める者に在席を許すことができる。

第二二条 審判は、懇切を旨とし、なごやかに、これを行わなければならない。

少年審判規則第二七条 審判は、裁判所外においても行うことができる。

少年審判規則第三〇条 保護者及び附添人、家庭裁判所調査官並びに保護観察官、保護司、法務技官及び法務教官は、審判の席において、裁判官の許可を得て、意見を述べることができる。

少年審判規則第三一条 適正な審判をするため必要があると認めるときは、発言を制止し、又は少年以外の者を退席させる等相当の措置をとることができる。2 少年については、少年の情操を害するものと認める状況が生じたときは、



第三九条 少年調査官は、審理期日に出席し、調査及び処遇の意見を述べなければならぬ。

2 少年裁判所は、少年調査官の述べた意見を採用しないときは、決定書にその理由を記載しなければならない。

第四〇条 少年裁判所は、審理の結果、第二十七条第一項にあたる場合であると認めるときは、送致の決定をしなければならぬ。同条第二項にあたる場合であると認めるときは、送致の決定をすることができる。

第四一条 少年裁判所は、審理の結果、保護処分を付することができず、又は保護処分に付する必要があると認めるときは、保護処分に付さない旨の決定をしなければならない。

2 第二十八条第二項、第二十九条第三項及び第四項の規定は、少年裁判所が保護処分に付する必要があると認める

第三九条 観護人又は少年観護所の職員で観護人の資格を有する者は、審理期日に出席し、事件に関する意見を述べなければならない。但し、少年部がこれを必要でないと認めるときは、この限りでない。

第四〇条 少年部は、審理の結果、第二十七条にあたる場合であると認めるときは、送致の決定をしなければならない。

第四一条 少年部は、審理の結果、管訓処分を付する必要があると認めるときは、管訓処分に付さない旨の決定をしなければならない。

その状況の継続中、これを退席させることができる。

少年審判規則第二八条  
2 家庭裁判所調査官は、裁判官の許可を得た場合を除き、審判の席に出席しなければならない。

少年審判規則第三〇条 保護者及び附添人、家庭裁判所調査官並びに保護観察官、保護司、法務技官及び法務教官は、審判の席において、裁判官の許可を得て、意見を述べることができる。

第二三条 家庭裁判所は、審判の結果、第十八条又は第二十条にあたる場合であると認めるときは、それぞれ、所定の決定をしなければならない。

2 家庭裁判所は、審判の結果、保護処分を付することができず、又は保護処分に付する必要があると認めるときは、その旨の決定をしなければならない。

3 第十九条第二項の規定は、家庭裁判所の審判の結果、本人が二十歳以上であることが判明した場合に準用する。

とき、前項の規定により保護処分につ  
さない旨の決定をする場合に、これを  
準用する。

第四二条 少年裁判所は、前二条の措置  
がとられた場合を除いて、審理した事  
件につき、決定をもって、少年を左に  
掲げる保護処分に付さなければなら  
ない。

一、訓戒を加えること。更に、これに  
加えて、休暇中の生活補導を受けさ  
せることができる。

二、保護観察に付すること。更に、こ  
れに加えて、労働に従事させること  
ができる。

三、適当な福祉又は教養機関の收容補  
導に付すること。

四、感化教育施設に收容し、感化教育  
を施すこと。

2 少年が左に掲げる情状の一つを有す  
るときは、前項の保護処分に付する前  
又は同時に、左に掲げる処分に付する  
ことができる。

一 少年が麻薬、麻酔用品その他の混  
合薬物の常習者、又は常習アルコー  
ル中毒者である場合には、適当な施  
設に收容して禁絶させること。

二 少年が身体的又は精神的に明らか  
に障害を有する者である場合には、

第四二条 少年部は、前二条の措置がと  
られた場合を除いて、審理した事件に  
つき、決定をもって、少年を左に掲げ  
る管訓処分に付さなければならぬ。

一、訓戒を加えること。更に、これに  
加えて、休暇中の生活補導を受けさ  
せることができる。

二、保護観察に付すること。  
三、感化教育施設に收容し、感化教育  
を施すこと。

2 前項の決定に加えて、左に掲げる処  
分に付することができる。

一 少年が麻薬、麻酔用品その他の混  
合薬物の常習者、又は常習アルコー  
ル中毒者である場合には、適当な施  
設に收容して禁絶させること。

二 少年が身体的又は精神的に明らか  
に障害を有する者である場合には、  
適当な施設に收容して治療させるこ  
と。

第二四条 家庭裁判所は、前条の場合を  
除いて、審判を開始した事件につき、  
決定をもって、次に掲げる保護処分を  
しなければならない。

一 保護観察所の保護観察に付するこ  
と。

二 児童自立支援施設又は児童養護施  
設に送致すること。

三 少年院に送致すること。

資 料  
3 適当な施設に収容して治療させること。

3 第一項の処分について、その期間は示さない。

第四三条 刑法及びその他の法律の没収に関する規定は、第二十九条及び前条の決定に準用する。

2 少年裁判所は、第三条第二号の行為に供し、又はその行為によって得た物について、交付することが相当でないと認めるときは、これを没収することができる。

3 第一項第一号の休暇中の生活補導は、三回ないし十回とし、毎回三時間以内とする。その回数は、決定と同時に定められなければならない。第二号、第三号の処分の期間は示さない。

第四三条 刑法及びその他の法律の没収に関する規定は、第二十九条及び前条の決定に準用する。

2 前項第一号及び第三号の保護処分においては、保護観察所の長をして、家庭その他の環境調整に関する措置を行わせることができる。

第二四條の二 家庭裁判所は、第三条第一項第一号及び第二号に掲げる少年について、第十八条、第十九条、第二十三条第二項又は前条第一項の決定をする場合には、決定をもって、次に掲げる物を没取することができる。

一 刑罰法令に触れる行為を組成した物

二 刑罰法令に触れる行為に供し、又は供しようとした物

三 刑罰法令に触れる行為から生じ、若しくはこれによって得た物又は刑罰法令に触れる行為の報酬として得た物

四 前号に記載した物の対価として得た物

2 没取は、その物が本人以外の者に属

第四四条 少年裁判所は、保護処分を決定し、又は処分の種類を決定するため、必要があると認めるときは、決定をもって、少年を六か月以内少年調査官の観察に付することができる。

2 前項の観察について、少年裁判所は、少年調査官の意見を聞き、少年を適当な機関、学校、団体又は個人に委託し、更に少年調査官の指導を受けさせることができる。

3 少年調査官は、観察の結果、意見を付した報告書を提出しなければならぬ。

4 少年裁判所は、職権をもって、又は少年調査官の請求により、観察の期間を変更し又は観察を停止することができる。

第四五条 保護処分を受けた少年に対して、有期懲役以上の刑の判決が確定し

第四四条 少年部は、管訓処分の決定に、必要があると認めるときは、相当の期間、少年を観護人の観察に付する決定をすることができる。

2 少年部は、前項の観察とあわせて、次に掲げる措置をとることができる。  
一、少年に遵守事項を定めてその履行を命ずること。

二、少年の法定代理人又は現に少年を保護する者に、少年の監督及び補導に必要な一定の事項を指定し、十分な注意を払わせること。

3 第一項の観察の終了後、観護人は、意見を付した報告書を提出しなければならぬ。

第四五条 管訓処分を受けた少年に対して、有期懲役以上の刑の判決が確定し

しないときに限る。但し、刑罰法令に触れる行為の後、本人以外の者が情を知ってその物を取得したときは、本人以外の者に属する場合であっても、これを没取することができる。

第二五条 家庭裁判所は、第二十四条第一項の保護処分を決定するため必要があると認めるときは、決定をもって、相当の期間、家庭裁判所調査官の観察に付することができる。

2 家庭裁判所は、前項の観察とあわせて、次に掲げる措置をとることができる。

一 遵守事項を定めてその履行を命ずること。

二 条件を附けて保護者に引き渡すこと。

三 適当な施設、団体又は個人に補導を委託すること。

少年審判規則第四〇条

5 家庭裁判所調査官の観察については、第十三条の規定を準用する。

6 家庭裁判所調査官の観察に付する決定は、いつでも、取り消し又は変更することができる。

第二七条 保護処分の継続中、本人に対して有罪判決が確定したときは、保護

たときは、保護処分をした少年裁判所は、決定をもって、その処分を取り消すことができる。

2 保護処分を受けた少年に対して、保安処分の決定が確定したときは、保護処分をした少年裁判所は、決定をもって、いずれか執行すべき処分を定めなければならない。

第四六条 保護処分を受けた少年に対して、新たな保護処分の決定がなされ、それぞれ確定したときは、新たな保護処分をした少年裁判所は、決定をもって、いずれか執行すべき処分を定めることができる。

2 前項により執行すべき処分が決定されたときは、他の処分は、執行の開始にかかわらず、これを取り消されたものとする。

第四七条 少年裁判所は、保護処分を決定した後、これに対して審判権がなかったことを発見したときは、決定をもって、その処分を取り消し、審判権を有する機関に移送しなければならない。

2 保護処分の執行機関は、前項に掲げる事由を認めるに足りる資料を発見したときは、当該の少年裁判所にその旨の通知をしなければならない。

たときは、管訓処分をした少年部は、決定をもって、その処分を取り消すことができる。

2 管訓処分を受けた少年に対して、保安処分の決定が確定したときは、管訓処分をした少年部は、決定をもって、いずれか執行すべき処分を定めなければならない。

第四六条 管訓処分を受けた少年に対して、新たな管訓処分の決定がなされ、それぞれ確定したときは、新たな管訓処分をした少年部は、決定をもって、いずれか執行すべき処分を定めることができる。

2 前項により執行すべき処分が決定されたときは、他の処分は、執行の開始にかかわらず、これを取り消されたものとする。

第四七条 少年部は、管訓処分を決定した後、これに対して審判権がなかったことを発見したときは、決定をもって、その処分を取り消し、審判権を有する機関に移送しなければならない。

2 管訓処分の執行機関は、前項に掲げる事由を認めるに足りる資料を発見したときは、当該の少年部にその旨の通知をしなければならない。

処分をした家庭裁判所は、相当と認めるときは、決定をもって、その保護処分を取り消すことができる。

第二七条

2 保護処分の継続中、本人に対して新たな保護処分がなされたときは、新たな保護処分をした家庭裁判所は、前の保護処分をした家庭裁判所の意見を聞いて、決定をもって、いずれかの保護処分を取り消すことができる。

第二七条の二 保護処分の継続中、本人に対し審判権がなかったこと、又は十四歳に満たない少年について、都道府県知事若しくは児童相談所長から送致の手續がなかったにもかかわらず、保護処分をしたことを認め得る明らかな資料を新たに発見したときは、保護処分をした家庭裁判所は、決定をもって、その保護処分を取り消さなければならない。

第四八条 少年裁判所が行った決定は、少年、少年の法定代理人又は現に少年を保護する者、附添人及び被害者に、正本を送達し、少年調査官に通知しなければならぬ。

3 少年が犯罪を犯した後に、現在の年齢が満十八歳に達した場合にも、本条第一項の決定を準用する。

第四八条 少年部が行った決定は、少年、少年の法定代理人又は現に少年を保護する者及び被害者に、正本を送達しなければならぬ。

2 保護観察所、児童自立支援施設、児童養護施設又は少年院の長は、保護処分が継続中の者について、前項の事由があることを疑うに足りる資料を発見したときは、保護処分をした家庭裁判所に、その旨の通知をしなければならぬ。

3 第十八条第一項及び第十九条第二項の規定は、家庭裁判所が、第一項の規定により、保護処分を取り消した場合に準用する。

4 家庭裁判所は、第一項の規定により、少年院に収容中の者の保護処分を取り消した場合において、必要があると認めるときは、決定をもって、その者を引き続き少年院に収容することができる。但し、その期間は、三日を超えることはできない。

少年審判規則第三条 法第二十四条第一項の決定を告知するには、審判期日において言い渡さなければならぬ。

2 法第十七条第一項、第十七条の二、第二十三条及び第二十五条の決定を告知するには、少年の面前で言い渡さなければならぬ。法第十七条第一項第二号の措置がとられている事件について法第二十条の決定を告知する場合も、同様である。

第四九条 文書の送達については、民事

訴訟法の送達に関する規定を準用する。但し、左に掲げる送達をすることはできない。

一 公示送達。

二 送達を代わって受け取る者が明らかでないため、郵便局に交付することを送達があつたものとみなすこと。

第二節 保護処分の執行

第五〇条 少年に対する訓戒の執行につ

第四九条 文書の送達については、民事

訴訟法の送達に関する規定を準用する。但し、公示送達及び送達を代わって受け取る者が明らかでないため、郵便局に交付することを送達があつたものとみなすことができない。

第二節 管訓処分の執行

第五〇条 少年に対する訓戒の執行につ

3 決定は、前二項の場合を除いては、

相当と認める方法によつて告知する。

法第二十三条第二項及び第三項並びに第二十五条の規定について、前項の規定によることができなるとき又はこれによることが相当でないと認めるときも、同様である。

4 法第十九条の規定は、前項の規定によることができなるときは、告知することを要しない。

5 裁判所書記官は、第一項から第三項までの場合には告知の方法、場所及び年月日を、前項の場合には告知しなかつた旨を決定書又は決定を記載した調書に附記して押印しなければならぬ。

いては、少年裁判所裁判官は、少年にその不良行為を指摘し、今後の遵守事項を忠告し、これに加えて、反省文を書かせることができる。

2 訓戒を執行するときは、少年の法定代理人又は現に少年を保護する者、及び附添人に出席するよう通知しなければならぬ。

3 少年に対する休暇中の生活補導については、三回から十回までとし、少年裁判所は少年保護官に少年を引き渡し、これを休暇中に執行させる。その目的は、少年に対して、個別的又は集団的に道徳教育を施し、学業又はその他職業を指導し、更に労働に従事させ、勤勉の習慣及び遵法精神を涵養することにある。その回数、少年保護官は補導の効果に基づきこれを定める。

4 前項の生活補導については、少年裁判所は、少年保護官の意見により、少年を適当な機関、団体又は個人に委託し、更に少年保護官の指導を受けさせることができる。

第五十一条 少年の保護観察は、少年保護官がこれを取り扱う。少年保護官は、少年に遵守事項を告知し、常に少年と接触を保ち、その行動を重視し、随時

いては、少年部の判事は、少年にその不良行為を指摘し、今後の遵守事項を忠告し、これに加えて、反省文を書かせることができる。

2 訓戒を執行するときは、少年の法定代理人又は現に少年を保護する者、及び附添人に出席するよう通知しなければならぬ。

3 少年に対する休暇中の生活補導については、少年部は観護人、その他の機関、団体又は個人に少年を引き渡し、これを休暇中に執行させる。その目的は、少年に道徳教育を施し、学業又はその他職業を指導し、更に労働に従事させ、勤勉の習慣及び遵法精神を涵養することにある。

第五十一条 少年の保護観察は、観護人がこれを取り扱う。観護人は、少年に遵守事項を告知し、常に少年と接触を保ち、その行動を重視し、随時指示を与

犯罪者予防更生法第三九条 保護観察に  
おいて行う指導監督及び補導援護は、  
保護観察官又は保護司をして行わせる  
ものとする。



指示を与え、更に少年の教養、病気の治療、就職及び環境の改善に関して適当な指導を行わなければならない。

2 少年保護官は、前項の職務を行うについて、少年の法定代理人又は現に少年を保護する者と、必要な話し合い及び調整を行わなければならない。

3 少年裁判所は、少年保護官の意見により、少年を適当な福祉又は教養機関、慈善団体、少年の最も近い親族その他適当な者に保護観察の委託をし、更に少年保護官の指導を受けさせることができる。

え、更に少年の教養、病気の治療、就職及び環境の改善に関して適当な指導を行わなければならない。

2 観護人は、前項の職務を行うについて、少年の法定代理人又は現に少年を保護する者と、必要な話し合い及び調整を行わなければならない。

3 少年部は、観護人の意見により、少年を少年福祉機関、警察、自治団体、慈善団体、少年の最も近い親族その他適当な者に保護観察の委託をし、更に観護人の指導を受けさせることができる。

犯罪者予防更生法第三五条 保護観察において行う指導監督は、左に掲げる方法による。

一 保護観察に付されている者と適当に接触を保ち、つねにその行状を見守ること。

二 保護観察に付されている者に対し、前条第二項に規定する事項を遵守させるため、必要且つ適切と認められる指示を与えること。

三 その他本人が社会の順良な一員となるように必要な措置を採ること。

犯罪者予防更生法第三六条 保護観察において行う補導援護は、左に掲げる方法による。

一 教養訓練の手段を助けること。

二 医療及び保養を得ることを助けること。

三 宿所の得ることを助けること。

四 職業を補導し、就職を助けること。

五 環境を改善し、調整すること。

六 更生を遂げるため適切と思われる所への帰住を助けること。

七 その他本人の更生を完成させるために必要な措置を採ること。

2 前項第五号の措置は、本人の家族に對しては、その承諾がなければ、行つ

第五二条 少年の收容補導及び感化教育を執行するときは、少年裁判所は、その行為の性質、心身状況、教育の程度その他必要な事項に応じて、少年を分類し、適当な福祉若しくは教養機関又は感化教育機関をしてこれを執行させ、更に少年裁判所の指導を受けさせるものとする。

2 感化教育機関の組織及びその教育の施行については、法律でこれを定める。

第五三条 保護観察及び感化教育の期間は、三年を超えることができない。

第五四条 少年に対する保護観察、收容補導又は感化教育の執行は、満二十一歳に達するまでにこれを継続することができる。

第五二条 少年の感化教育を執行するときは、少年部は、その非行の性質及び教育の程度に応じて少年を分類し、適当な感化教育機関をしてこれを執行させるものとする。

2 感化教育機関の組織については、法律でこれを定める。

第五三条 保護観察及び感化教育の期間は、三年を超えることができない。

2 感化教育の満了時には、その感化教育機関の所在地の教育行政機関の学力検定によって、証明書を発行することができる。

第五四条 少年に対する保護観察又は感化教育の執行は、実施の時すでに十八歳に達しており、あるいはその執行中に満十八歳に達した場合には、満二十一歳に達するまでにこれを継続することができる。

てはならない。

少年審判規則第三八条

2 保護処分決定をした家庭裁判所は、必要があると認めるときは、少年の処遇に関し、保護観察所、児童自立支援施設、児童養護施設又は少年院に勧告をすることができる。

少年審判規則第三九条 保護観察所長をして家庭その他の環境調整に関する措置を行わせる場合には、環境についての調査の結果を通知し、且つ必要な事項を指示しなければならない。

少年院法第一条 少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された者を收容し、これに矯正教育を授ける施設とする。

犯罪者予防更生法第三三条

3 第一項第一号に掲げる者の保護観察の期間は、本人が二十歳に達するまでとする。但し、本人が二十歳に達するまでに二年に満たない場合には、その者の保護観察の期間は、二年とする。

児童福祉法第四条 児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

(以下略)

少年院法第一条 在院者が二十歳に達したときは、少年院の長は、これを退

院させなければならぬ。但し、送致後一年を経過しない場合は、送致の時から一年間に限り、収容を継続することができる。

2 少年院の長は、前項の場合において、在院者の心身に著しい故障があり、又は犯罪的傾向がまだ矯正されていないため少年院から退院させるに不相当であると認めるときは、本人を送致した裁判所に対して、その収容を継続すべき旨の決定の申請をしなければならぬ。

3 前項の申請を受理した裁判所は、その審理にあたり、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識を有する者及び本人を収容中の少年院の職員の見解をきかなければならぬ。

4 裁判所は、本人が第二項の状況にあると認めるときは、期間を定めて、収容を継続すべき旨の決定をしなければならぬ。但し、この期間は二十三歳を超えてはならない。

5 裁判所は、少年院の長の申請に基づいて、二十三歳に達する在院者の精神に著しい故障があり公共の福祉のため少年院から退院させるに不相当であると認める時は、二十六歳を超えない期間を定めて医療少年院に収容を継続すべ

第五五条 保護観察の執行が、六か月を経過し、効果が明らかであり、これを継続する必要がなく、又は事実上これを継続しないことが相当であると認めるときは、少年保護官は、証拠を添え、少年裁判所に対して執行の免除を申請することができる。

2 少年、少年の法定代理人又は現に少年を保護する者は、保護観察の執行について前項の規定にあたると思料するときは、少年保護官に対して前項の申請を請求することができる。明らかにその理由がない場合を除いて、少年保護官がこれを拒否することはできない。

3 保護観察の継続中、少年が遵守事項に違反し、勧告に従わないことが二度

第五五条 保護観察の執行が、六か月を経過し、効果が明らかであり、これを継続する必要がなく、又は事実上これを継続しないことが相当であると認めるときは、観護人は、証拠を添え、少年部に対して執行の免除を申請することができる。

2 保護観察の継続中、少年が遵守事項に違反し、勧告に従わないことが二度

き旨の決定をしなければならない。  
6 第二項から第四項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

7 少年院の長が裁判所に対し、在院者の収容を継続すべき旨の決定の申請をした場合には、第一項の規定にかかわらず、裁判所から決定の通知があるまで収容を継続することができる。

8 少年院の長は、在院者が裁判所の定めた期間に達したときは、これを退院させなければならない。

犯罪者予防更生法第三三条  
4 前項の保護観察は、その期間中であつても、必要がないと認められるときは、停止し、又は解除することができる。

犯罪者予防更生法第四一条 地方委員会  
又は保護観察所の長は、いつでも、保

以上で、且つ観察の必要があるときは、少年保護官は、少年裁判所に対して、少年を観察のため少年観護所に五日以内留置することを申請することができる。

4 保護観察の継続中、少年が遵守事項の重大な違反を犯し、又は前項の観察処分を受けた後、再び違反し、保護観察ではその改善が不可能であると認めるときは、少年保護官は、少年裁判所に対して、保護観察を取り消し、残りの期間、感化教育施設に収容して感化教育を施すことを申請することができる。

以上で、且つ観察の必要があるときは、観護人は、少年部に対して、少年を観察のため少年観護所に二十四時間以内留置することを申請することができる。

3 保護観察の継続中、少年が遵守事項の重大な違反を犯し、又は前項の観察処分を受けた後、再び違反し、保護観察ではその改善が不可能であると認めるときは、観護人は、少年部に対して、保護観察を取り消し、残りの期間、感化教育施設に収容して感化教育を施すことを申請することができる。

護観察に付されている者を呼び出し、質問することができる。

2 地方委員会又は保護観察所の長は、左の場合には、裁判官のあらかじめ発する引致状により、保護観察に付されている者を引致させることができる。

一 保護観察に付されている者が一定の住居に居住しないとき。

二 保護観察に付されている者が遵守すべき事項を遵守しなかったことを疑うに足りる充分な理由があり、且つ、その者が前項の規定による呼出に応せず、又は応じない虞があると

き。

7 (以下略)  
第二項の引致状により引致された者は、引致された時から二十四時間以内に釈放しなければならない。但し、その時間内に第四十五条第一項の決定がなされたときは、この限りでない。

犯罪者予防更生法第四二条 保護観察所の長は、少年法第二十四条第一項第一号の保護処分を受けた者について、新たに同法第三条第一項第三号に掲げる事由があると認めるときは、本人が二十歳以上である場合においても、家庭裁判所に通告することができる。

2 前項の規定により保護観察所の長の

る。残りの期間が六か月に満たないときは、六か月まで執行する。

残りの期間が六か月に満たないときは、六か月まで執行する。

第五十五条の一 保護観察による労働につ

いては、三時間以上五十時間以下とし、少年保護官がこれを行う。その期間は補導の効果に基づき定める。

第五十五条の二 第四十二条第一項第三号の収容補導の期間は、二か月以上二年以下とする。

資 料

2 前項の処分の執行が、二か月を経過し、効果が明らかであり、これを継続する必要がなく、又は事実上これを継続しないのが相当であると認めるときは、収容補導を担当する福祉若しくは教養機関、少年、少年の法定代理人又は現に少年を保護する者は、証拠を添

通告があったときは、その通告された者は、少年法第二条第一項の規定にかかわらず同法の少年とみなして、同法第二章の規定を適用する。

3 家庭裁判所は、前項の少年に対して少年法第二十四条第一項第一号又は第三号の保護処分をするときは、保護処分の決定と同時に、本人が二十三歳を超えない期間内において、保護観察の期間又は少年院に収容する期間を定めなければならない。

4 前項の規定により保護観察の期間が定められた者については、第三十三条第三項の規定は適用しない。

児童福祉法第二十七条

7 都道府県知事は、第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更し、又は前項の措置をとる場合には、児童相談所長の意見を聞かなければならない。

え、少年裁判所に対して、執行の免除を申請することができる。

3 収容補導の期間満了後、収容補導を担当した福祉若しくは教養機関、少年、少年の法定代理人又は現に少年を保護する者は、収容補導を継続する必要があると思料するときは、少年裁判所に対して執行の延長を申請することができる。その延長は一回に限り認められ、二年間を超えることができない。

4 第一項の執行が、二か月を経過し、収容補導を担当する福祉又は教養機関を変更する必要があると思料するときは、少年、少年の法定代理人又は現に少年を保護する者は、証拠又は理由を添え、少年裁判所に対して機関の変更を申請することができる。

5 収容補導の継続中、少年が遵守事項の重大な違反を犯し、又は第五十五条の三の観察処分を受けた後、再び違反をし、収容補導ではその改善が不可能であると思料するときは、収容補導を担当する福祉若しくは教養機関、少年の法定代理人又は現に少年を保護する者は、証拠を添え、少年裁判所に対して、収容補導を取り消し、残りの期間、感化教育施設に収容して感化教育

## 児童福祉法第三十一条

2 都道府県は、第二十七条第一項第三号の規定により肢体不自由児施設に入所した児童又は同条第二項の規定による委託により指定国立療養所等に入所した第四十三条の三に規定する児童については満二十歳に達するまで、第二十七条第一項第三号の規定により重症心身障害児施設に入所した児童又は同条第二項の規定による委託により指定国立療養所等に入所した第四十三条の四に規定する児童についてはその者が社会生活に順応することができるようになるまで、引き続きその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、若しくは第二十七条第二項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることができる。

を施すことを申請することができる。  
残りの期間が六か月に満たないときは、六か月まで執行する。

第五五条の三 少年が正当な理由がなく、第二十九条第一項の補導、訓育若しくは訓戒、又は第四十二条第一項第一号及び第三号の訓戒、休暇中の生活補導若しくは収容補導を受けないときは、少年保護官、少年の法定代理人又は現に少年を保護する者、少年の福祉若しくは教養機関は、少年裁判所に対して、勧告書を発することを申請することができる。勧告の効果がないときは、それぞれの申請人は、少年裁判所に対して、少年を観察のため少年観護所に五日以内留置することを申請することができる。

第五六条 感化教育の執行が、六か月を経過し、その執行を継続する必要がなくなつたときは、少年保護官又はその執行機関は、証拠を添え、少年裁判所に対して、執行の免除又は停止を申請することができる。

## 資 料

2 少年又は少年の法定代理人は、感化教育の執行について前項の規定にあたりと申料するときは、少年保護官に対して前項の申請を請求することができる。明らかにその理由がない場合を除

第五六条 感化教育の執行が、六か月を経過し、その執行を継続する必要がなくなつたときは、その執行機関は、証拠を添え、その上級機関に執行の免除又は停止を申請することができる。許可を得た場合には、感化教育の処分をした少年部にも、この記録を提出しなければならぬ。

少年院法第一二条 少年院の長は、在院者に対して矯正の目的を達したと認めるときは、地方更生保護委員に対し、退院の申請をしなければならぬ。  
2 少年院の長は、在院者が処遇の最高段階に向上し、仮に退院を許すのが相当であると認めるときは、地方更生保護委員に対し、仮退院の申請をしなければならぬ。



いて、少年保護官がこれを拒否することができない。

3 第一項により感化教育の執行を停止された者については、少年裁判所の決定をもって、残りの執行期間、保護観察に付さなければならない。

4 第五十五条の規定は、前項の保護観察にこれを準用する。同条第四項により感化教育を引き続き執行する場合には、その停止期間は、これを執行期間に算入しない。

第五十七条 第二十九条第一項の処分、第四十二条第一項第一号の処分、及び第五十五条第三項又は第五十五条の三の観察処分は、決定をしてから二年以内にこれを執行しなければならない。二年以内に執行されなかったときは、その執行を免除する。

2 第四十二条第一項第二号、第三号、第四号及び同条第二項の処分は、執行すべき日から、三年を経過しても執行されなかったときは、少年裁判所の執行の許可がなければ、これを執行することができない。

2 前項により感化教育の執行を停止された者については、少年部の決定をもって、残りの執行期間、保護観察に付さなければならない。

3 前条の規定は、前項の保護観察にこれを準用する。同条第三項により感化教育を引き続き執行する場合には、その停止期間は、これを執行期間に算入しない。

第五十七条 第四十二条第一項第一号の処分は、決定をしてから一年以内に執行されなかったときは、その執行を免除する。

2 第四十二条第一項第二号、第三号及び同条第二項の処分は、執行すべき日から、三年を経過しても執行されなかったときは、少年部の執行の許可がなければ、これを執行することができない。

犯罪者予防更生法第三三条 左に掲げる者は、この法律の定めるところにより、保護観察に付する。

(略)  
二 少年院からの仮退院を許されている者

(略)

第五八条 第四十二条第二項第一号及び

第二号の保安処分について、その期間は、少年が禁絶、治療されるまで、又は二十歳に達するまでとする。その処分が保護観察と併科されるときは、同時に執行が開始されるものとする。その処分が收容補導又は感化教育と併科されるときは、処分を先に執行する。但し、その執行が、收容補導又は感化教育の執行を妨げないときは、両処分を同時に執行することができる。

2 少年裁判所は、禁絶又は治療処分の執行により、保護処分の執行を継続する必要がないと認めるときは、保護処分の執行を免除することができる。

第五九条 少年裁判所裁判官は、補導委託、保護処分又は留置観察を執行するため必要があるときは、少年に対して、呼出状若しくは同行状を発し、又は関係機関に搜索協力を依頼する（第二三条の一）ことができる。

2 少年保護官は、保護処分を執行するため必要があるときは、少年に対して呼出状を発することができる。

第五八条 第四十二条第二項第一号及び

第二号の処分について、その期間は、少年が禁絶、治療されるまで、又は二十歳に達するまでとする。その処分が保護観察と併科されるときは、同時に執行が開始されるものとする。その処分が感化教育と併科されるときは、処分を先に執行する。但し、その執行が、感化教育の執行を妨げないときは、両処分を同時に執行することができる。

第五九条 少年部は、管訓処分を執行するため必要があるときは、少年に対して、呼出状若しくは同行状を発し、又は関係機関に搜索協力を依頼する（第二三条の一）ことができる。

第二六条 家庭裁判所は、第十七条第一

項第二号、第十七条の二第一項、第十八条、第二十条及び第二十四条第一項の決定をしたときは、家庭裁判所調査官、裁判所書記官、法務事務官、法務教官、警察官、保護観察官又は児童福祉司をして、その決定を執行させることができる。

2 家庭裁判所は、第十七条第一項第二号、第十七条の二第一項、第十八条、第二十条及び第二十四条第一項の決定を執行するため必要があるときは、少年に対して、呼出状を発することができる。

3 第二十一条第三項及び第四項、第二十二條第二項、第二十三條又は第二十三條の一の規定は、前項の呼出状若しくは同行状、又は搜索協力依頼書に、これを準用する。

2 第二十一条第三項及び第四項、第二十二條第二項、第二十三條又は第二十三條の一の規定は、前項の呼出状若しくは同行状、又は搜索協力依頼書に、これを準用する。

3 家庭裁判所は、正当の理由がなく前項の呼出に応じない者に対して、同行状を発することができる。

4 家庭裁判所は、少年が保護のため緊急を要する状態にあつて、その福祉上必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その少年に対して、同行状を発することができる。

5 第十三條の規定は、前二項の同行状に、これを準用する。

第二六條の二 家庭裁判所は、第十七條第一項第二号の措置がとられている事件について、第十八條から第二十條まで、第二十三條第二項又は第二十四條第一項の決定をする場合において、必要と認めるときは、決定をもつて、少年を引き続き相当期間少年鑑別所に收容することができる。但し、その期間は、七日を超えることはできない。

第二六條の三 第二十四條第一項第三号の決定を受けた少年に対して第二十六條第三項又は第四項の同行状を執行する場合において、必要があるときは、その少年を仮に最寄の少年鑑別所に収

第六〇条 少年裁判所は、保護処分決定が確定した後、保護処分の執行によつて生じた教養に関する費用について、少年又はこれを扶養する義務のある者の負担能力を斟酌し、決定をもつてその費用の全部又は一部を支払わせることができる。但し、特に貧困でこれを負担することのできない者については、その負担を免除する。

2 前項の決定については、民事上の強制執行の性格を有し、少年裁判所は、執行費用を徴せず各裁判所の民事執行部にその強制執行を囑託することができる。

第六〇条 少年部は、管訓処分の決定が確定した後、管訓処分の執行によつて生じた教養に関する費用について、少年又はこれを扶養する義務のある者の負担能力を斟酌し、決定をもつてその費用の全部又は一部を支払わせることができる。但し、特に貧困でこれを負担することのできない者については、その負担を免除する。

2 前項の決定については、民事上の強制執行の性格を有し、少年部は、執行費用を徴せず各裁判所の民事執行部にその強制執行を囑託することができる。

容することができる。

第三一条 家庭裁判所は、少年又はこれを扶養する義務のある者から証人、鑑定人、通訳人、翻訳人、参考人及び補導を委託された者に支給した旅費、日当、宿泊料その他の費用並びに少年鑑別所及び少年院において生じた費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の費用の徴収については、非訟事件手続法（明治三十二年法律第十四号）第二百八条の規定を準用する。

第二八条 家庭裁判所は、第二十四条又は第二十五条の決定をした場合において、施設、団体、個人、保護観察所、児童福祉施設又は少年院に対して、少年に関する報告又は意見の提出を求めることができる。

第二九条 家庭裁判所は、第二十五条第二項第三号の措置として、適当な施設、団体又は個人に補導を委託したときは、その者に対して、これによつて生じた費用の全部又は一部を支給することができる。

第三〇条 証人、鑑定人、翻訳人及び通

第三節 抗告及び再審

第六一条 少年、少年の法定代理人、現に少年を保護する者又は附添人は、左に掲げる少年裁判所の決定に対して不服があるときは、抗告をすることができる。但し、附添人は、選任者の明示した意思に反して、抗告をすることはできない。

一 第二十七条第一項及び第二項の決定。

二 第二十九条第一項の決定。

三 第四十二条の処分。

四 第五十五条第三項及び第五十五条第一の観察処分、又は第五十五条第

第三節 抗告及び再審

第六一条 少年、少年の法定代理人、現に少年を保護する者又は附添人は、左に掲げる少年部の決定に対して不服があるときは、抗告をすることができる。但し、附添人は、選任者の明示した意思に反して、抗告をすることはできない。

一 第四十二条の処分。

二 第五十五条第三項による保護観察を取り消して感化教育施設に收容す

訳人に支給する旅費、日当、宿泊料その他の費用の額については、刑事訴訟費用に関する法令の規定を準用する。

2 参考人は、旅費、日当、宿泊料を請求することができる。

3 参考人に支給する費用は、これを証人に支給する費用とみなして、第一項の規定を適用する。

第三〇条の二 家庭裁判所は、第十六条第一項の規定により保護司又は児童委員をして、調査及び観察の援助をさせた場合には、最高裁判所の定めるところにより、その費用の一部又は全部を支払うことができる。

第三節 抗告

第三二条 保護処分の決定に対しては、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由とするときに限り、少年、その法定代理人又は附添人から、二週間以内に、抗告をすることができる。但し、附添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、抗告をすることはできない。

四項による保護観察を取り消して感  
化教育を執行する処分。

五 第五十五条の二第三項による収容  
補導の期間を延長する決定、第五項  
による収容補導を取り消して感化教  
育を執行する処分。

六 第五十六条第四項による感化教育  
の執行を継続する決定。

七 第六十条による教養費用の負担を  
命ずる決定。

第六二条 少年の行為による被害者又は  
その法定代理人は、左に掲げる少年裁  
判所の決定に対して、抗告をすること  
ができる。

一、第二十八条第一項による審理に付  
さない決定。

二、第二十九条第一項による、補導委  
託、保護者への引き渡し又は訓戒処  
分の付く、審理に付さない決定。

三、第四十一条による保護処分に付さ  
ない決定。

四、第四十二条第一項による保護処分  
に付する決定。

2 被害者が死亡し又はその他事実上の  
原因で抗告をすることができないとき  
は、その配偶者、直系親族、三親等内  
の血族、二親等内の姻族又は家長家族  
は、抗告をすることができる。

る処分。

三 第五十六条第三項による感化教育  
の執行を継続する決定。

四 第六十条による教養費用の負担を  
命ずる決定。

第六二条 少年の行為による被害者は、  
左に掲げる少年部の決定に対して、抗  
告をすることができる。

一、第二十八条及び第二十九条第一項  
による審理に付さない決定。

二、第四十一条による管訓処分に付さ  
ない決定。

第六三条 抗告については、少年裁判所の上級裁判所を管轄裁判所とする。

2 抗告裁判所の決定に対しては、再抗告をすることができない。

第六三条 抗告については、少年部が所属する裁判所の上級裁判所を管轄裁判所とする。

2 抗告裁判所の決定に対しては、再抗告をすることができない。

第六四条 抗告の提起期間は、十日とし、決定が送達してから起算する。但し、決定を言い渡した後、送達前の抗告もその効力を有する。

2 刑事訴訟法第四百七条から第四百十四条まで及び本章第一節中の抗告に関する規定は、本節の抗告にこれを準用する。

〔参照〕

第六四条 刑事訴訟法第四百六条から第四百十二条まで、第四百十三条前段及び第四百十四条は、本節の抗告にこれを準用する。

裁判所法第一六条 高等裁判所は、左の事項について裁判権を有する。

二 第七条第二号の抗告を除いて、地方裁判所及び家庭裁判所の決定及び命令並びに簡易裁判所の刑事に関する決定及び命令に対する抗告

第三五条 抗告を棄却した決定に対しては、憲法に違反し、若しくは憲法の解釈に誤があること、又は最高裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例と相反する判断をしたことを理由とする場合に限り、少年、その法定代理人又は附添人から、最高裁判所に対し、二週間以内に、特に抗告をすることが出来る。但し、附添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、抗告をすることはできない。

2 第三十四条の規定は、前項の場合に、これを準用する。

少年審判規則第四三条 抗告をするに

刑事訴訟法第四〇七条 抗告を提起するには、抗告書をもって抗告の理由を記述して、原裁判所に差し出さなければならぬ。

第四〇八条 原裁判所は、抗告が法律上の方式に合致せず、若しくは法律上許すべきでない又はすでに抗告権を喪失したものであると認める場合は、決定をもって棄却しなければならぬ。但し、その法律上の方式に合致しないことが補正できるときは、期間を定めてまず補正を命じなければならない。

2 原裁判所は、抗告に理由があると認めるときは、その決定を更正しなければならぬ。全部又は一部に理由がないと認めるときは、抗告書を受け取つた後三日内に、抗告裁判所に送付しなければならず、且つ意見書を添付することができる。

第四〇九条 抗告は、裁判の執行を停止する効力を有しない。但し、原裁判所は、決定で、抗告裁判所の決定があるまで執行を停止することができる。

2 抗告裁判所は、決定で裁判の執行を停止することができる。

第四一〇条 原裁判所は、必要があると認めるときは、その事件の記録及び証拠物を抗告裁判所に送付しなければならない。

資 料

は、申立書を原裁判所に差し出すものとする。

2 前項の申立書には、抗告の趣意を簡潔に明示しなければならない。

第三四条 抗告は、執行を停止する効力を有しない。但し、原裁判所又は抗告裁判所は、決定をもって、執行を停止することができる。

少年審判規則第四五条 原裁判所は、抗告申立書を受け取つたときは、速やかに記録とともに抗告裁判所に送付しな



らない。

2 抗告裁判所は、必要があると認めるときは、原裁判所に対してその事件の記録及び証拠物の送付を要請することができる。

3 抗告裁判所は、その事件の記録及び証拠物を受け取った後十日内に決定をしなければならぬ。

第四十一条 抗告裁判所は、抗告に第四〇八条第一項前段の事情があると認めるときは、決定をもって棄却しなければならぬ。但し、その事情が補正できるときにかかわらず、原裁判所が未だその補正を命じていないときは、審判長は期間を定めて先ず補正を命じなければならぬ。

第四十二条 抗告裁判所は、抗告に理由がないと認めるときは、決定をもって棄却しなければならない。

第四十三条 抗告裁判所は、抗告に理由があるとき認めるときは、決定をもって原決定を取り消さなければならず、且つ必要があるときは自ら決定をする。

第四十四条 抗告裁判所の決定は、速やかに原裁判所に通知しなければならない。

第六四條の一 保護処分決定が確定した後、左に掲げる事由の一つを有し、

なければならない。

2 前項の場合には、原裁判所は、抗告申立書に意見書をつけることができる。

第三三条 抗告の手續がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないときは、抗告を棄却しなければならない。  
2 抗告が理由のあるときは、原規定を取り消して、事件を原裁判所に差し戻し、又は他の家庭裁判所に移送しなければならない。

第六四條の一 管訓処分決定が確定した後、左に掲げる事由の一つを有し、

第二七條の二 保護処分決定の継続中、本人に対し審判権がなかつたこと、又は十

保護処分が付するのが相当でない認めるときは、少年保護官、少年、少年の法定代理人、現に少年を保護する者又は附添人は、保護処分をした少年裁判所に対して、再審を請求することができる。

一、法規の適用に重大な錯誤があり、決定の結果に影響を及ぼすとき。

二、確実な新証拠を発見したことによって保護処分を受けた少年が、保護処分に付するのが相当でないと認めるとき。

三、刑事訴訟法第四百二十条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に定める再審事由にあたるとき。

2 刑事訴訟法第四百二十三条、第四百二十九条、第四百三十条前段、第四百三十一条から第四百三十四条まで、第四百三十五条第一項及び第二項、第四百三十六条の規定は、前項の再審にこれを準用する。

3 保護処分をした少年裁判所は、第一項に掲げる事由を発見したときは、職権をもって、再審の決定をすることができる。

4 保護処分の執行を受け終わった後、少年裁判所は、再審の結果、少年が刑

管訓処分が付するのが相当でない認めるときは、管訓処分に付された少年が死亡した場合を除いて、少年、少年の法定代理人、現に少年を保護する者又は附添人は、管訓処分をした少年部に対して、再審を請求することができる。

一、法規の適用に重大な錯誤があり、決定の結果に影響を及ぼすとき。

二、確実な新証拠を発見したことによって管訓処分を受けた少年が、管訓処分に付するのが相当でないと認めるとき。

三、刑事訴訟法第四百二十条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に定める再審事由にあたるとき。

2 刑事訴訟法第四百二十三条、第四百二十九条、第四百三十条前段、第四百三十一条から第四百三十四条まで、第四百三十五条第一項及び第二項、第四百三十六条の規定は、前項の再審にこれを準用する。

3 管訓処分をした少年部は、第一項に掲げる事由を発見したときは、職権をもって、再審の決定をすることができる。

4 管訓処分の執行を受け終わった後、少年部は、再審の結果、少年が刑事訴

四歳に満たない少年について、都道府県知事若しくは児童相談所長から送致の手続がなかつたにもかかわらず、保護処分をしたことを認め得る明らか資料を新たに発見したときは、保護処分をした家庭裁判所は、決定をもって、その保護処分を取り消さなければならない。

2 保護観察所、児童自立支援施設、児童養護施設又は少年院の長は、保護処分のあることを疑うに足りる資料を発見したときは、保護処分をした家庭裁判所に、その旨の通知をしなければならぬ。

3 第十八条第一項及び第十九条第二項の規定は、家庭裁判所が、第一項の規定により、保護処分を取り消した場合に準用する。

4 家庭裁判所は、第一項の規定により、少年院に収容中の者の保護処分を取り消した場合について、必要があると認めるときは、決定をもって、その者を引き続き少年院に収容することができる。但し、その期間は、三日を超えることはできない。

少年審判規則五五条 少年法第二十七条の二の規定による保護処分取消事件、

事訴追を受けるべきとするときは、その不利益が少年に及ぼさないように、管轄権を有する検察庁の検察官にこれを送致してはならない。

〔参照〕

刑事訴訟法第四二〇条 有罪判決の確定後に次の事情の一があるときは、判決を受けた者の利益のために再審を申請することができる。

一 原判決が証拠とした証拠物が、すでに偽造又は変造であったことを証明したとき。

二 原判決が証拠とした証言、鑑定又は通訳が、すでに虚偽であったことを証明したとき。

(略)

四 原判決の依拠した普通裁判所又は特別裁判所の裁判がすでに確定裁判によって変更されたとき。

五 原判決若しくは前審の判決若しくは判決前行った調査に参加した裁判官又は捜査若しくは起訴に参加した検察官が、その事件のために職務上の罪を犯したことがすでに証明された時。

(略)

第四二三条 再審の申請は、刑罰の執行

追を受けるべきとするときは、その不利益が少年に及ぼさないように、管轄権を有する検察庁の検察官にこれを送致してはならない。

少年院法第十一条の規定による收容継続申請事件及び犯罪者予防更生法第四十三条の規定による戻收容申請事件の手続には、その性質に反しない限り、少年の保護事件の例による。

完了後又はすでに執行を受けない時に  
おいてもまた行うことができる。

第四二九条 再審の申請は、再審書面を  
もって理由を叙述し、原判決の謄本及  
び証拠を添付して、管轄裁判所に差し  
出さなければならぬ。

第四三〇条 再審の申請は、刑罰の執行  
を停止する効力を有しない。(略)

第四三一条 再審の申請は、再審判決前  
に取り下げることができる。

2 再審申請を取り下げた者は、同一の  
理由によっては、更に再審の申請をす  
ることができない。

第四三二条 第三百五十八条及び第三百  
六十条の規定は、再審の申請及びその  
取下げに準用する。

第四三三条 裁判所は、再審申請の手續  
が規定に違反すると認めるときは、決  
定をもって却下しなければならない。

第四三四条 裁判所は、再審の理由がな  
いと認めるときは、決定をもって棄却  
しなければならない。

2 前項の決定を経た後は、更に同一  
の理由をもって再審を申請することが  
できない。

第四三五条 裁判所は、再審の理由があ  
ると認めるときは、再審開始の決定を  
しなければならない。

2 前項の決定をした後は、決定をもって刑罰の執行を停止することができる。

(略)

第四三六条 再審開始決定が確定した後、裁判所は、その審級の通常手続によつて更に審判をしなければならぬ。

第六四二条の二 保護処分につきない決定が確定した後、左に掲げる事由の一つを有し、保護処分に付するのが相当であると認めるときは、少年の行為による被害者又はその法定代理人は、保護処分に付さない決定をした少年裁判所に対して、再審を請求することができる。

一、刑事訴訟法第四百二十二条第一号に定める再審事由にあたるとき。  
二、少年の自白又は確実な新証拠の発見によつて、その少年に第三条の行為があり、その少年を保護処分に付するのが相当であると認めるに足りるとき。

2 刑事訴訟法第四百二十九条、第四百三十一条から第四百三十四条まで、第四百三十五条第一項、第二項及び第四百三十六条の規定は、前項の再審にこれを準用する。

3 保護処分につきない決定をした少年裁判所は、第一項に掲げる事由を発見したときは、職権をもって再審の決定をすることができる。

4 第一項又は前項の再審は、保護処分に付きない決定が確定した後、一年を経過した場合には、これを行うことができない。

〔参照〕

刑事訴訟法第四二二条 有罪、無罪、免訴又は不受理の判決確定後に、次の事情の一があるときは、判決を受けた者の不利益のために再審を申請することができる。

一 第四百二十条第一号、第二号、第四号又は第五号の事情があるとき。  
(第二号以下略)

第四章 少年の刑事事件

第六五条 少年犯罪に対する刑事訴追及び処罰は、第二十七条第一項及び第二項の規定により移送された事件に限られる。

2 刑事訴訟法の自訴に関する規定は、少年の刑事事件にこれを適用しない。

3 本章の規定は、少年が罪を犯した後、満十八歳に達した場合にも、これを適用する。

第四章 少年の刑事事件

第六五条 少年犯罪に対する刑事訴追及び処罰は、第二十七条により移送された事件に限られる。

2 刑事訴訟法の自訴に関する規定は、少年の刑事事件にこれを適用しない。

第四章 少年の刑事事件

第六六条 検察官は、少年裁判所から少年の刑事事件の送致を受けたときは、直ちに、捜査を開始しなければならない。

第六六条 検察官は、少年部から少年の刑事事件の送致を受けたときは、直ちに、調査を開始しなければならない。  
2 前項の調査期間は、一月に限り、  
る。

第四十五条 家庭裁判所が、第二十条の規定によつて事件を検察官に送致したときは、次の例による。

- 一 第十七条第一項第一号の措置は、その少年の事件が再び家庭裁判所に送致された場合を除いて、検察官が事件の送致を受けた日から十日以内に公訴が提起されないときは、その効力を失う。公訴が提起されたときは、裁判所は、検察官の請求により、または職権をもつて、いつでも、これを取り消すことができる。
- 二 前項の措置の継続中、勾留状が発せられたときは、その措置は、これによつて、その効力を失う。
- 三 第一項の措置は、その少年が満二十歳に達した後も、引き続きその効力を有する。
- 四 第十七条第一項第二号の措置は、これを勾留とみなし、その期間は、検察官が事件を受けた日から、これを起算する。この場合において、その事件が先に勾留状の発せられた事件であるときは、この期間は、これを延長することはできない。

第四五条の二 前条第一号から第四号までの規定は、家庭裁判所が、第十九条第二項又は第二十三条第三項の規定に

第六七条 検察官は、捜査の結果、長期五年以下の有期懲役にあたる罪を犯した少年について、刑法第五十七条の規定を斟酌し、不起訴処分をして保護処分が付するのが相当であると認めるときは、不起訴処分をし、少年裁判所に事件を送致して保護事件として審理させることができる。公訴を提起するのが相当であると認めるときは、少年裁判所に公訴を提起しなければならない。第六十八条の規定により少年裁判所を管轄裁判所とする事件は、少年裁判所に公訴を提起する。

2 検察官は、前項の規定により、不起訴処分をして少年裁判所に送致した事件について、再び少年裁判所からこれを送致されたときは、再び前項の規定によって事件を少年裁判所に送致することができない。

〔参照〕

刑法第五七条 科刑に際しては、一切の情状を斟酌して、特に次に掲げる事項に配慮して、科刑の軽重の基準にしななければならない。

- 一 犯罪の動機
- 二 犯罪の目的

第六七条 検察官は、調査の結果、長期五年以下の有期懲役にあたる罪を犯した少年について、刑法第五十七条の規定を斟酌し、不起訴処分をするのが相当であると認めるときは、不起訴処分をし、少年部に事件を送致して管訓事件として審理させることができる。公訴を提起するのが相当であると認めるときは、少年部に公訴を提起しなければならない。第六十八条の規定により分離して審理すべき者については、分離して起訴しなければならない。

より、事件を検察官に送致した場合に準用する。

第四五条

(第一号ないし第四号略)

五 検察官は、家庭裁判所から送致を受けた事件について、公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑があると思料するときは、公訴を提起しなければならない。但し、送致を受けた事件の一部について公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑がないか、又は犯罪の情状等に影響を及ぼすべき新たな事情を発見したため、訴追を相当でないと思料するときは、この限りでない。送致後の情況により訴追を相当でないと思料するときも、同様である。

六 弁護士である附添人は、これを弁護士とみなす。



- 三 犯罪の時受けた刺激
- 四 犯罪の手段
- 五 犯人の生活状況
- 六 犯人の品行
- 七 犯人の知識程度
- 八 犯人と被害者の平素の関係
- 九 犯罪が生じた危険又は損害
- 十 犯罪後の態度

第六八条 左に掲げる刑事事件は、少年裁判所がその管轄権を有する。

- 一 第八十五条第一項の事件。
- 二 児童福祉法における刑事事件。
- 三 児童及び少年売春防止条例（児童及少年性交防制条例）における刑事事件。
- 四 刑事訴訟法第七条第一項、第二項、第四項の規定により、少年の刑事事件と関連する一般の刑事事件。

〔参照〕

刑事訴訟法第七条 次の事情の一があるときは、牽連事件とする。

- 一 一人が数罪を犯した時。
- 二 数人が共に一罪又は数罪を犯したとき。
- 三 (略)
- 四 本罪と関係がある犯人隠匿、証拠湮滅、偽証、贓物の各罪を犯したとき。

第六八条 一般の刑事事件と少年の刑事事件が刑事訴訟法第七条の牽連事件にあたる場合には、分離して審理しなればならない。但し、分離審理が不当な場合には、少年部又は地方裁判所のいずれかにおいて、併合して審理することができる。

第三七条 次に掲げる成人の事件については、公訴は、家庭裁判所にこれを提起しななければならない。

- 一 未成年者喫煙禁止法（明治三十三年法律第三十三号）の罪
- 二 未成年者飲酒禁止法（大正十一年法律第二十号）の罪
- 三 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第五十六条又は第六十三条に関する第一百八条の罪、十八歳に満たない者についての第三十二条又は第六十一条、第六十二条若しくは第七十二条に関する第一百九条第一号の罪及び第五十七条から第五十九条まで又は第六十四条に関する第一百二十条第一号の罪（これらの罪に関する第二百二十一条の規定による事業主の罪を含む。）
- 四 児童福祉法第六十条及び第六十二条第二号の罪

第六九条 罪を犯した少年に対して第四十二条によつて保護処分がなされたときは、同一の事件について、再び刑事訴追又は処罰をすることができない。但し、第四十五条又は第四十七条の規定により、保護処分を取り消した事件については、この限りではない。

第七〇条 少年に対する刑事事件の捜査及び審判は、第三章第一節及び第三節の規定を準用する。

第六九条 罪を犯した少年に対して第四十二条によつて管訓処分がなされたときは、同一の事件について、再び刑事訴追又は処罰をすることができない。但し、第四十五条又は第四十七条の規定により、管訓処分を取り消した事件については、この限りでない。

第七〇条 少年に対する刑事事件の調査及び審理は、第三章第一節及び第三節の規定を準用する。

五 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六条）第九十条及び第九十一条の罪

2 前項に掲げる罪とその他の罪が刑法（明治四十年法律第四十五号）第五十四条第一項に規定する関係にある事件については、前項に掲げる罪の刑をもつて処断すべきときに限り、前項の規定を適用する。

第三八条 家庭裁判所は、少年に対する保護事件の調査又は審判により、前条に掲げる事件を発見したときは、これを検察官又は司法警察員に通知しなければならぬ。

第四六条 罪を犯した少年に対して第二十四条第一項の保護処分がなされたときは、審判を経た事件について、刑事訴追をし、又は家庭裁判所の審判に付することはできない。但し、第二十七条の二の規定により、保護処分を取り消した事件については、この限りでない。

第四〇条 少年の刑事事件については、この法律で定めるものの外、一般の例による。

第五〇条 少年に対する刑事事件の審理は、第九条の趣旨に従つて、これを行わなければならない。

料 資

第七一条 少年に対しては、やむを得ない場合でなければ、勾留をすることができない。

2 少年を勾留する場合には、少年観護所にこれを拘禁する。少年が満二十歳に達した場合には、勾留所に移送する。

3 少年の刑事事件において、調査中、少年裁判所によつてなされた収容は、これを未決勾留とみなし、刑法第四十六条に定める本刑算入に関する規定を準用する。

〔参照〕

刑法第四六条 裁判確定前の勾留日数は、一日をもつて有期懲役若しくは拘留の一日に当て、又は第四十二条第四項の裁判所定の罰金額に当てることができる。

第七一条 少年に対しては、やむを得ない場合でなければ、勾留をすることができない。

第四八条 勾留状は、やむを得ない場合でなければ、少年に対して、これを発することはできない。

2 少年を勾留する場合には、少年鑑別所にこれを拘禁することができる。

3 本人が満二十歳に達した後でも、引き続き前項の規定によることができ

第五三条 第十七条第一項第二号の措置がとられた場合においては、少年鑑別所に収容中の日数は、これを未決勾留の日数とみなす。

第四三条 検察官は、少年の被疑事件においては、裁判官に対して、勾留の請求に代え、第十七条第一項の措置を請求することができる。但し、第十七条第一項第一号の措置は、家庭裁判所の裁判官に対して、これを請求しなければならない。

2 前項の請求を受けた裁判官は、第十七条第一項の措置に関しては、家庭裁判所と同一の権限を有する。

3 検察官は、少年の被疑事件においては、やむを得ない場合でなければ、裁判官に対して、勾留を請求することはできない。

第七二条 少年に対する捜査及び審判は、他の被疑者又は被告人と分離しなければならぬ。但し、一般の刑事事件と分離して審判するのが著しく困難であり、又は対質の必要がある場合には、この限りでない。

第七三条 審判は、これを公開しないことができる。

- 資 料
- 2 第三十四条但書の規定は、審判を公開しない場合に、これを準用する。
  - 3 少年、少年の法定代理人又は現に少

第七二条 少年に対する調査及び審理は、他の被疑者又は被告人と分離しなければならぬ。

第七三条 審判は、これを公開しないことができる。

- 2 第三十四条但書の規定は、審判を公開しない場合に、これを準用する。
- 3 少年の直系尊親属又はその監護者が

第四四条 裁判官が前条第一項の請求に基いて第十七条第一項第一号の措置をとった場合において、検察官は、捜査を遂げた結果、事件を家庭裁判所に送致しないときは、直ちに、裁判官に対して、その措置の取消を請求しなければならない。

2 裁判官が前条第一項の請求に基いて第十七条第一項第二号の措置をとるときは、令状を発してこれをしなければならない。

3 前項の措置の効力は、その請求をした日から十日とする。

第四九条 少年の被疑者又は被告人は、他の被疑者又は被告人と分離して、なるべく、その接触を避けなければならない。

2 少年に対する被告事件は、他の被告事件と関連する場合にも、審理に妨げない限り、その手続を分離しなければならない。

3 拘留監においては、少年を成人と分離して収容しなければならない。

憲法第八二条

2 裁判所は、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行うことができる。但

年を保護する者が審判の公開を求めるときは、法令により公開しない理由がある場合を除いて、裁判所はこれを拒否することができない。

第七四條 裁判所は、第二十七條の少年の刑事事件を審判する場合には、長期十年以下の有期懲役の刑にあたる罪を犯した少年について、その情状が明らかに軽微であり、刑法第五十九條の規定によつてその刑を減輕しても、その刑が重すぎ、且つ保護処分が付するものが相当であると認めるときは、その刑を免除し、第四十二條第一項第二号から第四号までの保護処分をし、これと同時に同條第二項に掲げる処分の言渡をする事ができる。

2 前項の処分の執行は、第三章第二節の規定を準用する。

〔参照〕

刑法第五九條 犯罪の情状が憫諒すべき場合は、その刑を酌量減輕することができる。

第七五條 削除〔参照〕

刑法第六三條 十八歳未満又は八十歳以上の犯罪者は、死刑又は無期懲役に処することができない。本刑が死刑又は

審判の公開を求めるときは、裁判所はこれを拒否することができない。

第七四條 裁判所は、第二十七條の少年の刑事事件を審理する場合には、長期五年以下の有期懲役の刑にあたる罪を犯した少年について、その情状が明らかに軽微であり、刑法第五十九條の規定によつてその刑を減輕しても、その刑が重すぎると認めるときは、その刑を免除し、保護觀察に付し、又は感化教育を実施する感化教育施設への收容を命ずることができ。

2 前項の少年が、常習アルコール中毒者である場合には同時に適当な施設に收容して禁絶させ、身体的又は精神的に明らかに障害を有する者である場合には同時に適当な施設に收容して治療させなければならない。

3 前二項の処分の期間は示さない。その執行は第三章第二節の規定を準用する。

第七五條 刑法第二百七十二條第一項の罪（尊属殺人罪）を犯した場合を除いて、少年に対しては死刑又は無期懲役を科することはできない。

し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつている事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

第五五條 裁判所は、事實審理の結果、少年の被告人を保護処分に付するのが相当であると認めるときは、決定をもつて、事件を家庭裁判所に移送しなければならない。

第五一條 罪を犯すとき十八歳に満たない者に対しては、死刑をもつて処断すべきときは、無期刑を科し、無期刑をもつて処断すべきときは、十年以上十五年以下において、懲役又は禁錮を科

無期懲役となる場合はその刑を減輕する。

2 十八歳未満の者が第二百七十二條第一項の罪を犯したときは、前項の規定を適用しない。

第七六條 削除

第七七條 削除

第七六條 公共の安全と秩序に有害な不良少年の組織に係り、刑罰法令に觸れる行為をした者には、本法の減刑の規定は適用してはならない。更に、その首領の犯した犯行の法定刑は二分の一を加重する。

第七七條 窃盜罪及び贓物罪を犯した少年には戦時窃盜犯贓物犯保安処分條例の第三條の規定を適用してはならない。

する。

第五二條 少年に対して長期三年以上の有期の懲役又は禁錮をもって処断すべきときは、その刑の範囲内において、長期と短期を定めてこれを言い渡す。但し、短期が五年を越える刑をもって処断すべきときは、短期を五年に短縮する。

2 前項の規定によつて言い渡すべき刑については、短期は五年、長期は十年を越えることはできない。

3 刑の執行猶予の言渡をする場合に、前二項の規定は、これを適用しない。

第五四條 少年に対しては、労役場留置

第七八条 少年に対しては、公権剝奪の言渡しをしない。

2 刑の言渡を受けてその執行を受け終わり、又は執行の免除を受けた少年は、公権の資格に関する法令の適用については、犯罪を犯さなかったものとみなす。

第七九条 刑法第七十四条の執行猶予に関する規定は、少年が三年以下の有期懲役若しくは拘留又は罰金の言渡を受けた場合に、これを適用する。

〔参照〕

刑法第七四条 二年以下の有期懲役、拘留又は罰金の宣告を受け、次に掲げる事由のいずれがあり、暫く不執行とすることが適当であると認めるときは、一年以上五年以下の刑の執行猶予を宣告することができる。その期間は、裁判確

第七八条 少年に対しては、公権剝奪の言渡しをしない。

2 刑の言渡を受けてその執行を終わり、又は執行の免除を受けた少年は、公権の資格に関する法令の適用については、犯罪を犯さなかったものとみなす。

第七九条 三年以下の有期懲役若しくは拘留又は罰金の言渡を受けた少年に対して、刑法第七十四条第一項及び第二項の規定に該当し、暫く刑の執行をしないことが適当であると認めるときは、刑の執行猶予を言い渡すことができる。

の言渡しをしない。

第六〇条 少年のとき犯した罪により刑に処せられてその執行を受け終り、又は執行の免除を受けた者は、人の資格に関する法令の適用については、将来に向つて刑の言渡を受けなかったものとみなす。

2 少年のとき犯した罪について刑に処せられた者で刑の執行猶予の言渡を受けた者は、その猶予期間中、刑の執行を受け終つたものとみなして、前項の規定を適用する。

3 前項の場合において、刑の執行猶予の言渡を取り消されたときは、人の資格に関する法令の適用については、その取り消されたとき、刑の言渡があつたものとみなす。

刑法第二五条 次に掲げる者が三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金の言渡しを受けたときは、情状により、裁判が確定した日から一年以上五年以下の期間、その執行を猶予することができる。

一 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

二 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあつても、その執行を終わつた日又はその執行の免除を得た日から

定の日から起算する。

一 未だ有期懲役以上の刑の宣告を受けたことがない者。

二 前に有期懲役以上の刑の宣告を受け、その執行を受け終り、又は赦免の後五年以内に未だ有期懲役以上の刑の宣告を受けたことがない者。

第八〇条 少年の受刑者に対する刑の執行は、監獄法第三条、第八条及び第三十九条第二項の規定に配慮しなければならない。

〔参照〕

監獄法第三条 受刑者が十八歳未満のときは、少年監獄において監禁しなければならない。

2 監禁中満十八歳になり、その残余の刑期が三か月に満たないときは、継続して少年監獄において監禁することができる。

3 受刑者が十八歳以上二十歳未満であり、その心身の発育状況によって必要があると認めるときは、前二項の規定を準用することができる。

4 少年監を監獄に付設するときは、厳格に区分の境界を作らなければならない

第八〇条 少年の受刑者に対する刑の執行は、監獄法第三条、第八条及び第三十九条第二項の規定に配慮しなければならない。

五年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

2 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その執行を猶予された者が一年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがあるときも、前項と同様とする。ただし、次条第一項の規定により保護観察に付せられ、その期間内に更に罪を犯した者については、この限りでない。

第五六条 懲役又は禁錮の言渡しを受けた少年に対しては、特に設けた監獄又は監獄内の特に分界を設けた場所において、その刑を執行する。

2 本人が満二十歳に達した後でも、満二十六歳に達するまでは、前項の規定による執行を継続することができる。



い。

監獄法第八条 第三条の少年受刑者の犯罪原因、動機、性行、境遇、学歴、経歴、心身の状況及び行刑上参考に供することのできる事項に関しては、その入監の時に執行指揮の機関が監獄に通知しなければならない。

監獄法第三十九条

(第一項略)

2 少年受刑者に対しては、徳育と品性の陶冶に注意し、且つ社会生活に必要な科学教育及び技能訓練を施さなければならぬ。

第八十一条 少年が懲役の執行を受け、改悛の実証があるときは、無期懲役については七年、有期懲役についてはその刑の三分の一を経過した後、仮釈放を許すことができる。

2 この法律施行前、刑の執行を受け始め、又はこの法律施行前に刑の言渡が確定して、この法律施行後に刑の執行を受け始めた少年については、前項の規定を準用する。

第八十一条 少年が懲役の執行を受け、改悛の実証があるときは、無期懲役については七年、有期懲役についてはその刑の三分の一を経過した後、仮釈放を許すことができる。

2 この法律施行前、刑の執行を受け始め、又はこの法律施行前に刑の言渡が確定して、この法律施行後に刑の執行を受け始めた少年については、前項の規定を準用する。

第五七条 保護処分継続中、懲役、禁錮又は拘留の刑が確定したときは、先に刑を執行する。懲役、禁錮又は拘留の刑が確定してその執行前保護処分がなされたときも、同様である。

第五八条 少年のとき懲役又は禁錮の言渡を受けた者には、次の期間を経過した後、仮出獄を許すことができる。

一 無期刑については七年

二 第五十一条の規定により言い渡した有期の刑については三年

三 第五十二条第一項及び第二項の規定により言い渡した刑については、その刑の短期の三分の一

第八二条 執行猶予中又は仮釈放中の少年は、少年裁判所少年保護官の保護観察に付きなければならない。

2 前項に定める保護観察の執行については、第三章第二節の保護処分に関する規定を準用する。

第八二条 執行猶予中又は仮釈放中の少年は、少年部の観護人の保護観察に付きなければならない。

犯罪者予防更生法第三三条 左に掲げる者は、この法律の定めるところにより、保護観察に付する。

(略)

三 仮出獄を許されている者

刑法第二五条の二 前条第一項の場合において猶予の期間中保護観察に付することができ、同条第二項の場合においては猶予の期間中保護観察に付する。

2 保護観察は、行政官庁処分によつて仮に解除することができる。

3 保護観察を仮に解除されたときは、前条第二項ただし書及び第二十六条の二第二号の規定の適用については、その処分を取り消されるまでの間は、保護観察に付せられなかつたものとみなす。

#### 第五章 附則

第八三条 何人も、媒体、情報又はその他の公示的方法で、その資料によりその者が当該保護事件の調査、審理を受ける少年又は当該刑事事件の被告人であることを推知することができるような少年の保護事件又は少年の刑事事件に関する記事又は写真を掲載してはならない。

#### 第五章 附則

第八三条 少年部の審理に付された少年事件又は刑事訴追を受けている少年の刑事事件については、少年部が公表した場合を除いて、新聞、雑誌、その他の出版物に、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等により、その者が審理に付されている者又は訴追を受けている者であることを推知することができる

#### 第五章 雑則

第六一条 家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。

2 前項の規定に違反した者は、法令により関係機関がこれを処罰する。

第八三条の一 第二十九条第一項に規定する処分の執行を受け終わった少年は二年、保護処分若しくは刑の執行を受け終り又はその執行の免除を受けた少年は三年を経過したとき、又は審理若しくは保護処分に付さない決定の言渡が確定したときは、それぞれの言渡を受けなかったものとみなす。

2 少年裁判所は、前項の場合において、少年の記録及び関係資料を保存する機関に対して、その記録及び資料を廃棄するよう通知しなければならぬ。

3 前記の記録及び資料については、少年本人の利益のために、又は少年の同意がある場合を除いて、少年裁判所及びその他の機関はこれを提供することができない。

第八三条の二 前条の規定に違反して少年の記録及び関係資料を廃棄せず、又は理由なくこれを提供した者は、六か月以下の有期懲役、拘留又は三万円以下の罰金に処する。

第八三条の三 第二十九条第一項に規定

ような記事又は写真を掲載してはならない。

2 前項の規定に違反した者は、出版法により、関係機関がこれを処罰する。

第八三条の一 管訓処分又は刑の言渡しを受けた少年が、その執行を受け終り又はその執行の免除を受けてから、五年間、管訓処分又は刑の言渡を受けなかったときは、それぞれの言渡を受けなかったものとみなす。

第五九条 少年のとき無期刑の言渡を受けた者が、仮出獄を許された後、その処分を取り消されないうで十年を経過したときは、刑の執行を受け終ったものとする。

2 少年のとき第五十一条又は第五十二条第一項及び第二項の規定により有期の刑の言渡を受けた者が、仮出獄を許された後、その処分を取り消されないうで仮出獄前に刑の執行を受けた期間と同一の期間又は第五十一条の刑期若しくは第五十二条第一項及び第二項の長期を経過したときは、その何れか早い時期において、刑の執行を受け終ったものとする。

する処分若しくは保護処分を受け、又は、執行猶予期間中に保護観察に付された外国人少年は、これに代えて、退去強制をすることができる。

2 前項の退去強制について、少年調査官又は少年保護官は、少年裁判所に対して、司法警察機関をしてこれを執行させることを申請することができる。

第八四条 少年の法定代理人又は監護者が、その教養義務を十分尽くさなかつたため、少年が刑罰法令に触れる行為をし、又は第三条第二項の刑罰法令に触れる虞のある行為をして、保護処分又は刑の言渡を受けたときは、少年裁判所は、決定をもって、八時間以上五十時間以下の教養に関する講習を受けさせることができる。

2 前項の講習を受けず又は時間が足りない者は、三千元以上一万元以下の過料に処する。再度呼び出されても講習を受けない者に対しては、講習を受けるまでその度ごとに過料に処することができる。

3 前項の過料は、少年裁判所がこれを定める。この処分に対して、処分を受けた者は抗告をすることができる。第六十三条及び刑事訴訟法第四百六条から第四百十四条までの規定はこれを準

第八四条 少年の法定代理人が、その教養義務を十分尽くさなかつたため、少年が再び刑罰法令に触れる行為をした場合において、左記の事項に該当する者は、二千元以下の過料に処する。

一、少年部により、第二十九条第一項に定める訓育を命ぜられた者、又は第五十一条第三項の保護観察を委託された者。  
二、第五〇条第一項により少年部が訓戒処分を執行するとき、出席するよう通知を受けた者。

2 前項の過料は、少年部がこれを定める。この処分に対して、処分を受けた者は抗告をすることができる。第六十三条及び刑事訴訟法第四百六条から第四百十四条までの規定はこれを準用す

用する。

4 前項の決定については、民事上の強制執行の性格を有し、少年裁判所は、執行費用を徴せず各裁判所の民事執行部にその強制執行を囑託することができる。

5 少年の法定代理人又は監護者が、第一項前段の事情があり、その情状が重大であるときは、少年裁判所は、決定をもって、その氏名を公示することができる。

6 前項の決定に対しては、抗告をすることができない。

第八五条 成人が十八歳に満たない者に対して、犯罪の教唆、幫助若しくは利用をなし、又はこれと共同して犯罪を実行するときは、その犯した罪によりその刑の二分の一までを加重する。

2 少年裁判所は、前項の成人に対して、決定をもって、第六十条第一項の教養費用の全部又は一部を支払わせ、更にその氏名を公示することができる。

第八五条の一 七歳以上十二歳未満の者について、刑罰法令に触れる行為をしたときは、少年裁判所は、少年の保護事件の規定を適用して、これを処理する。

る。

3 前項の決定については、民事上の強制執行の性格を有し、少年部は、執行費用を徴せず各裁判所の民事執行部にその強制執行を囑託することができる。

4 少年の法定代理人を過料に処する裁判所の決定が確定した時は、少年部は、その氏名を公示しなければならない。

第八五条 成人が十八歳に満たない者に対して、犯罪の教唆、幫助若しくは利用をなし、又はこれと共同して犯罪を実行するときは、その犯した罪によりその刑の二分の一までを加重する。

第八五条の一 十二歳未満の者について、刑罰法令に触れる行為をしたときは、少年部は、少年の管訓事件の規定を適用して、これを処理する。

### 第三条

2 家庭裁判所は、前項第二号に掲げる少年及び同項第三号に掲げる少年で十歳に満たない者については、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受

2 前項の保護処分は、児童福利法の規定を斟酌し、行政院が司法院と協議して公布した規則に従って、これを行わなければならない。

第八六条 この法律の施行細則は、司法院が行政院と協議してこれを定める。

2 少年保護事件審理細則は、司法院がこれを定める。

3 少年保護事件執行規則は、行政院が司法院と協議して、これを定める。

4 少年不良行為及び虞犯の予防規則は、内政部が法務部及び教育部と協議して、これを定める。

第八七条 この法律は、中華民國六十年（西曆一九七一年）七月一日から、これを施行する。

2 この法律の改正条文は、公布した日から施行する。

2 前項の管訓処分は、児童福利法の規定を斟酌し、行政院が司法院と協議して公布した規則に従って、これを行わなければならない。

第八六条 この法律の施行細則は、司法院が行政院と協議してこれを定める。

2 少年管訓事件審理細則は、司法院がこれを定める。

3 少年管訓事件執行規則は、行政院が司法院と協議して、これを定める。

4 少年不良行為及び虞犯の予防規則は、内政部が法務部及び教育部と協議して、これを定める。

第八七条 この法律は、中華民國六十年（西曆一九七一年）七月一日から、これを施行する。

けたときに限りこれを審判に付すことができる。

第六二条 この法律は、昭和二十四年一月一日から、これを施行する。